

小平 アクティブ プラン21

第三次小平市男女共同参画推進計画

男女が自分らしくいきいきと
暮らす社会の実現をめざして

平成29(2017)年度
～平成33(2021)年度

小平市

小平アクティブプラン21 の策定にあたって



小平市では、平成21年に男女共同参画社会の実現を目的とした「小平市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付けて全庁的に取り組んでおります。

こうした中、国では、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、4つの目指すべき社会の実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図ることが示されました。

平成28年には、女性が職業生活において、その希望に応じて個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、長時間労働や男性中心型労働慣行等の変革など、ワーク・ライフ・バランスを推進し、性別や年齢に関わらず多様な働き方・生き方を選択できる社会の構築と意識改革が求められています。

このような状況を踏まえ、市では、平成29年度から平成33年度までの5年間を期間とする新たな計画、「小平アクティブプラン21～男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」を策定いたしました。

平成29年3月28日には、特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」を一層推進させるため「イクボス宣言」を行いました。

今後は、小平市男女共同参画推進条例の理念でもあります、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」をめざし大きな視点で施策の推進を図っていきます。

この目標を実現するためには、市と市民、事業者が一丸となって取り組んでいくことが重要であると考えております。

皆様におかれましては、今後とも、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、小平市男女共同参画推進審議会の皆様、アンケート調査や市民懇談会等で貴重なご意見をいただきました皆様方に、心から御礼申し上げます。

平成29（2017）年3月

小平市長

小林正則

目次

第1章 計画の趣旨と背景	1
1 計画改定の趣旨	3
2 男女共同参画をめぐるおもな流れ	6
第2章 小平市の現状と課題	9
1 人口と世帯の推移	11
2 女性の職業生活の状況	12
3 市民の意識と実態	14
4 小平アクティブプラン21（第二次）における取組の総括	18
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	25
2 基本的視点	25
3 施策の体系	26
4 重点項目	28
5 進行管理	28
第4章 施策の展開	29
基本目標I 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	31
基本目標II あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援	36
基本目標III さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし	42
基本目標IV 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備	50
第5章 付属資料	55
(1) 用語解説	57
(2) 小平市男女共同参画推進条例	59
(3) 小平市男女共同参画推進審議会委員名簿	63
(4) 小平市男女共同参画推進審議会審議内容	65
(5) 小平市男女共同参画センター条例	66
(6) 小平市男女共同参画推進本部設置要綱	69
(7) 小平市男女共同参画推進本部員名簿	71
(8) 小平市男女共同参画推進本部審議内容	72
(9) 小平市男女共同参画推進委員会審議内容	73
(10) 男女共同参画社会基本法	74
(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	78
(12) ストーカー行為等の規制等に関する法律	86
(13) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	91

第1章 計画の趣旨と背景

1 計画改定の趣旨

(1) 改定の目的

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」を策定して、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第二次推進計画の計画期間が平成28年度末で終了することを踏まえ、平成21年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、平成29年度からの第三次小平市男女共同参画推進計画を策定しました。

(2) 計画期間

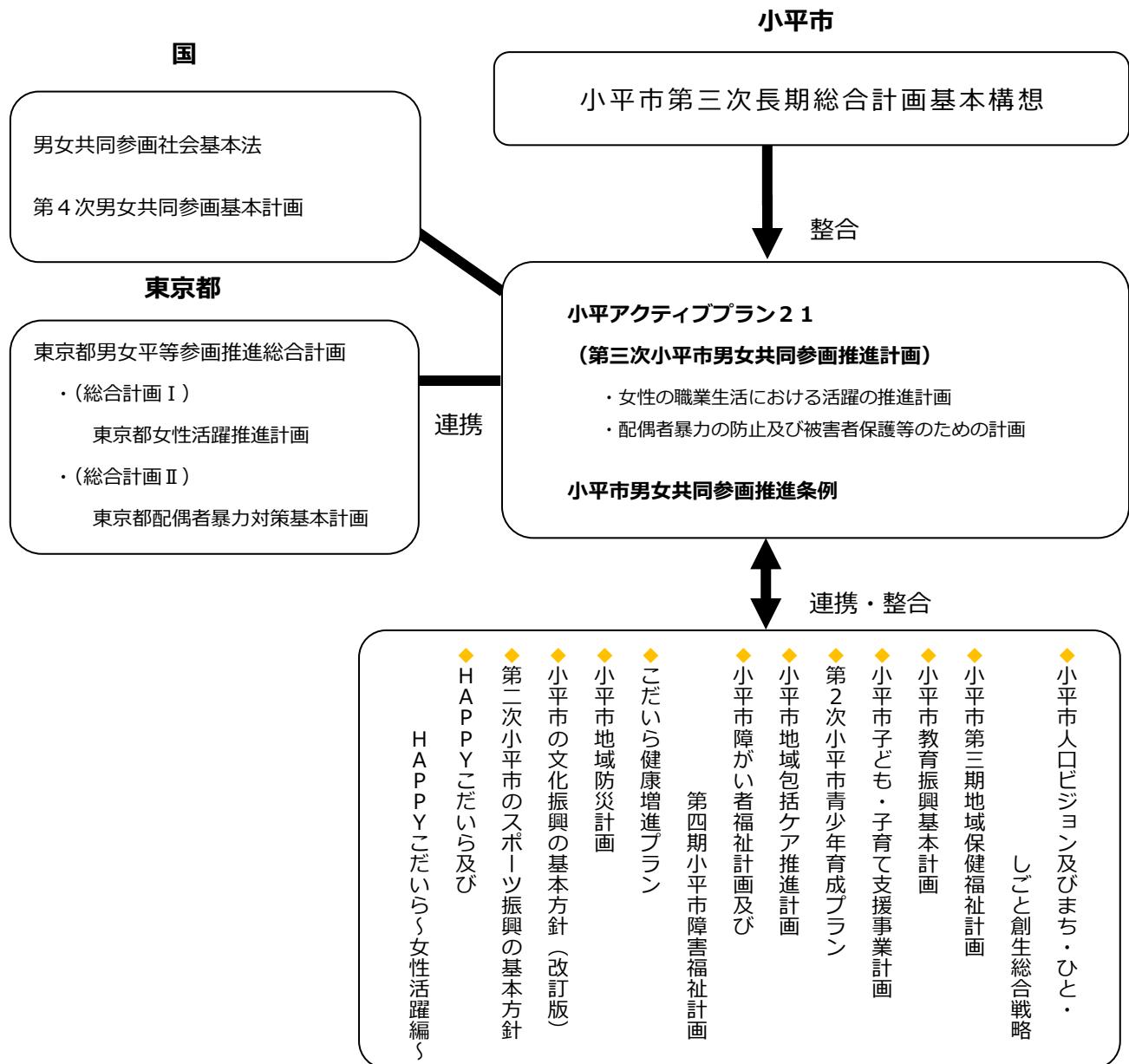
平成29（2017）年度～平成33（2021）年度の5年間とします。

(3) 計画の位置づけ

- ◇男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◇小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、第二次男女共同参画推進計画、小平アクティブプラン21（以下、「小平アクティブプラン21（第二次）」という。）を継承しています。
- ◇小平市第三次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
- ◇国の第4次男女共同参画基本計画及び東京都が策定した関連計画との整合性を図っています。
- ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を包含しています。
- ◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進計画」を包含しています。

第1章 計画の趣旨と背景

◆小平市の男女共同参画を推進する関連計画



(4) 策定方法

1 男女共同参画推進審議会の開催

市長の諮問により、小平市男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

2 庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会で関係部局の連携により内容等の検討を行いました。

3 市民意識・実態調査の実施

小平市に在住する満18歳以上の男女個人を対象に「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」を実施しました。

【調査の概要】

調査の実施期間：平成27年9月7日（月）～9月28日（月）

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査名	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
男女共同参画推進についての市民意識・実態調査	小平市に在住する18歳以上の男女個人	1,993人	717人	36.0%

4 市民意見公募手続（パブリックコメント）と市民懇談会の実施

素案に関する市民意見公募手続（パブリックコメント）と市民懇談会を実施し、市民意見の反映に努めました。

【市民意見公募手続（パブリックコメント）実施の概要】

募集期間：平成28年11月18日（金）～12月17日（土）

公表場所：市政資料コーナー、市民協働・男女参画推進課、東部・西部出張所、男女共同参画センター“ひらく”、市ホームページ

【市民懇談会の実施】（男女共同参画推進講演会と同時開催）

	開催日時	開催場所	参加者数
1	平成28年12月3日（土）午後2時～3時	福祉会館	11人
2	平成28年12月5日（月）午前10時～11時	小川町一丁目地域センター	7人
3	平成28年12月9日（金）午後6時30分～7時30分	東部市民センター	12人

【男女共同参画センター利用登録団体との懇談会の実施】

	開催日時	開催場所	参加者数
1	平成28年12月3日（土）午前10時～正午	男女共同参画センター“ひらく”	4人

2 男女共同参画をめぐるおもな流れ

世界では

- 昭和50（1975）年 「国際婦人年」世界会議
昭和51（1976）年～昭和60（1985）年 「国連婦人の10年」
昭和54（1979）年 「女子差別撤廃条約」(*1)を採択
昭和60（1985）年 ナイロビ世界女性会議…「ナイロビ将来戦略」を採択
平成5（1993）年 ウィーン会議…女性に対する暴力の撤廃（国連世界人権会議）
平成6（1994）年 国際人口・開発会議…「女性の性に関する健康と権利を含む行動計画」を採択
平成7（1995）年 第4回世界女性会議（北京会議）…「北京宣言」及び「行動綱領」を採択
平成12（2000）年 国連特別総会女性2000年会議
平成17（2005）年 第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）
平成22（2010）年 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）
平成23（2011）年 UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）発足
平成26（2014）年 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成27（2015）年 第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）

わが国（日本）では

- 昭和50（1975）年 「婦人問題企画推進本部」設置
昭和52（1977）年 「婦人の10年国内行動計画」策定
昭和60（1985）年 改正「国籍法」施行、「男女雇用機会均等法」(*2)制定、「女子差別撤廃条約」の批准
平成5（1993）年 「パートタイム労働法」(*3)制定
平成5（1993）年～平成6（1994）年 中学校・高等学校で家庭科の男女共修開始
平成7（1995）年 「育児・介護休業法」(*4)制定
平成8（1996）年 「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年（平成12年）度までの国内行動計画～」策定
平成9（1997）年 「男女雇用機会均等法」改正…セクハラへの事業主配慮義務を規定
平成11（1999）年 「男女共同参画社会基本法」制定
平成12（2000）年 「ストーカー規制法」(*5)制定、「男女共同参画基本計画」策定
平成13（2001）年 「配偶者暴力防止法」制定
平成17（2005）年 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
平成18（2006）年 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正
平成22（2010）年 「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成25（2013）年 「配偶者暴力防止法」一部改正
平成27（2015）年 「女性活躍推進法」制定、「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成29（2017）年 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」一部改正…妊娠・出産等へのハラスメント防止措置義務を規定

東京都では

昭和58（1983）年	「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定
平成3（1991）年	「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定
平成10（1998）年	「男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン」策定
平成12（2000）年	「東京都男女平等参画基本条例」制定
平成14（2002）年	「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2002」策定
平成19（2007）年	「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2007」（第二次）策定
平成24（2012）年	「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2012」（第三次）策定
同	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定
平成29（2017）年	「東京都男女平等参画推進総合計画」策定

小平市では

平成6（1994）年	「小平市女性施策推進計画策定検討懇談会」設置
平成8（1996）年	「小平アクティブプラン21」策定
平成11（1999）年	「小平市女性施策推進協議会」設置
平成14（2002）年	改定版「小平アクティブプラン21」策定
平成16（2004）年	「小平市男女共同参画センター条例」制定
同	小平市男女共同参画センター“ひらく”設置
平成17（2005）年	「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
平成19（2007）年	「小平アクティブプラン21」（第二次）策定
平成21（2009）年	「小平市男女共同参画推進条例」制定
同	「男女共同参画推進審議会」設置
平成27（2015）年	「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」実施
平成29（2017）年	「小平アクティブプラン21」（第三次）策定

*1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

*2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律
(平成18年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正)

*3 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

*4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

*5 ストーカー行為等の規制等に関する法律



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

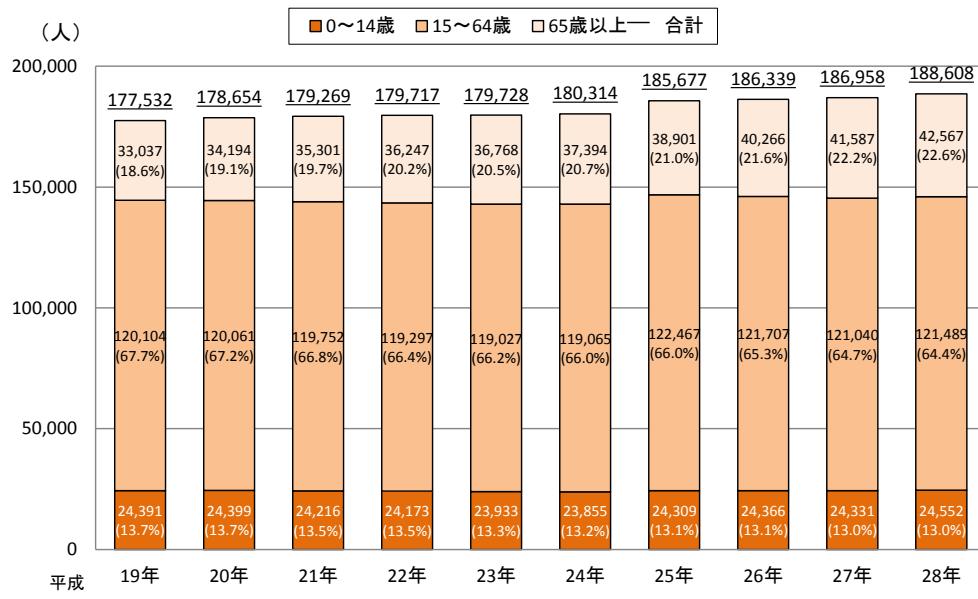
第2章 小平市の現状と課題

1 人口と世帯の推移

■ 人口の推移（3区分）

小平市の人口を年齢3区分にみると、0～14歳の年少人口割合は13%程度で推移し、15～64歳の生産年齢人口割合も下降傾向で推移し、平成28年1月1日現在、平成19年から3.3ポイント低下しています。その一方、65歳以上の老人人口割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、平成19年から4.0ポイント上昇しています。

<図表1>

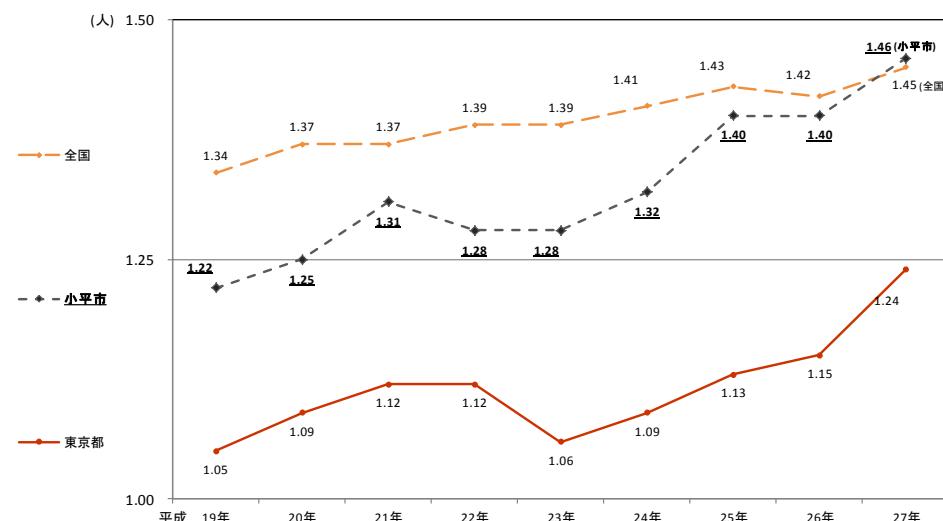


資料：住民基本台帳（平成28年度）

■ 合計特殊出生率の推移

小平市の合計特殊出生率は、東京都の平均値よりも高い数値になっています。特に、平成27年は1.46と全国の平均値を超えて、多摩26市中第2位と高い水準になっています。

<図表2>



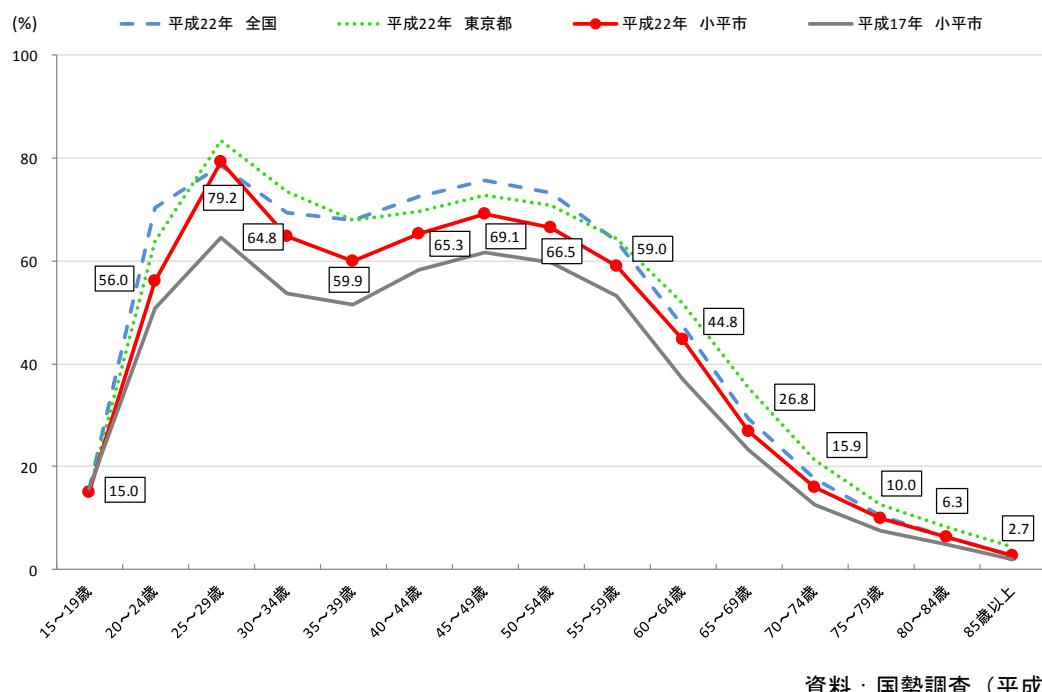
資料：(全国) 人口動態統計、(東京都・小平市) 住民基本台帳による東京都の世帯と人口

2 女性の職業生活の状況

■ 女性の年齢別労働力率の推移

小平市の女性の労働力率の推移をみると、25～29歳が79.2%と最も高く、次いで45～49歳が69.1%と高くなっています。一方で、30～39歳の労働力率は7割を下回り低下がみられます。

<図表3>

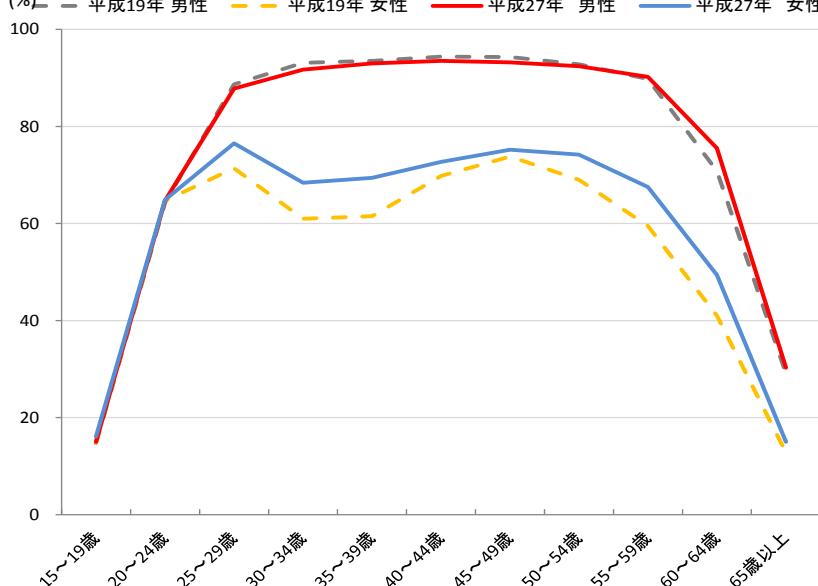


資料：国勢調査（平成22年）

■ 男女の年齢別労働力率の推移（全国）

近年、国全体のM字カーブ（日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線）の谷の部分が浅くなっていますが、依然として結婚・出産期を境に女性の労働率が低下する傾向にあります。

<図表4>



資料：労働力調査（基本調査）

■ 男女別就業率

小平市の就業率を男女別にみると、平成 22 年では男性（60.6%）は全国の男性（64.1%）に比べ 3.5 ポイント、女性（40.4%）は全国の女性（44.7%）に比べ 4.3 ポイント低くなっています。

<図表 5 >

平成17年	女性			男性			単位:人、%
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率	
全国	56,678,857	25,770,673	45.5	53,085,562	35,735,300	67.3	
東京都	5,548,788	2,452,308	44.2	5,442,331	3,463,225	63.6	
小平市	80,101	32,419	40.5	79,026	49,156	62.2	

資料：国勢調査（平成 17 年）

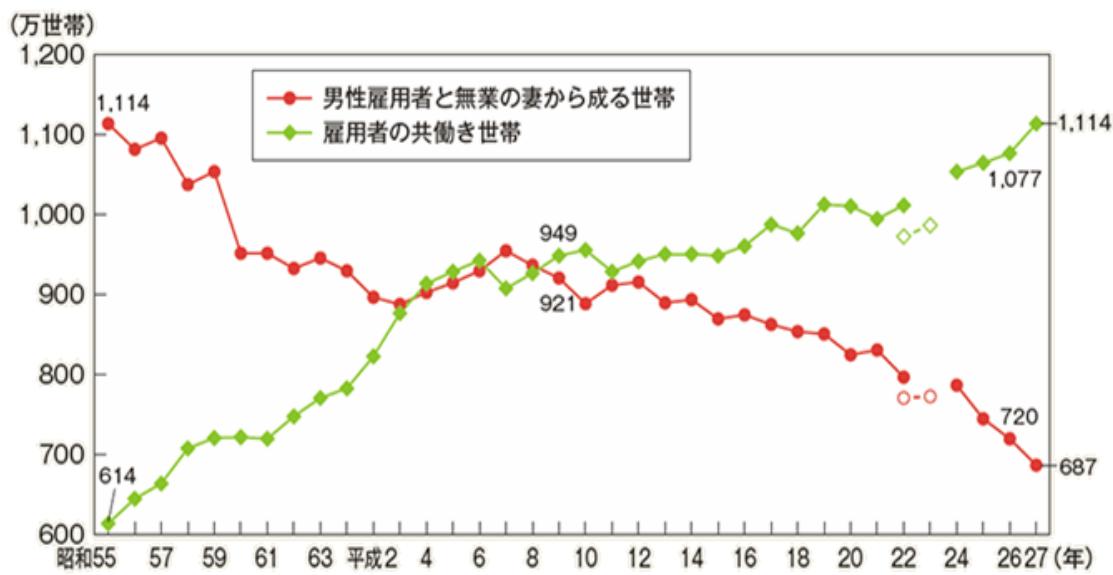
平成22年	女性			男性			単位:人、%
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率	
全国	57,122,871	25,521,682	44.7	53,154,614	34,089,629	64.1	
東京都	5,839,722	2,552,416	43.7	5,652,734	3,460,120	61.2	
小平市	82,029	33,134	40.4	79,697	48,266	60.6	

資料：国勢調査（平成 22 年）

■ 共働き世帯の推移（全国）

国全体の共働き世帯は年々増加し、平成 9 年以降は共働き世帯が働く夫と専業主婦世帯を上回っています。

<図表 6 >



- (備考) 1 昭和 55 年から平成 13 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年 2 月。ただし、昭和 55 年から 57 年は各年 3 月)、平成 14 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」(年平均) より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4 平成 22 年及び 23 年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

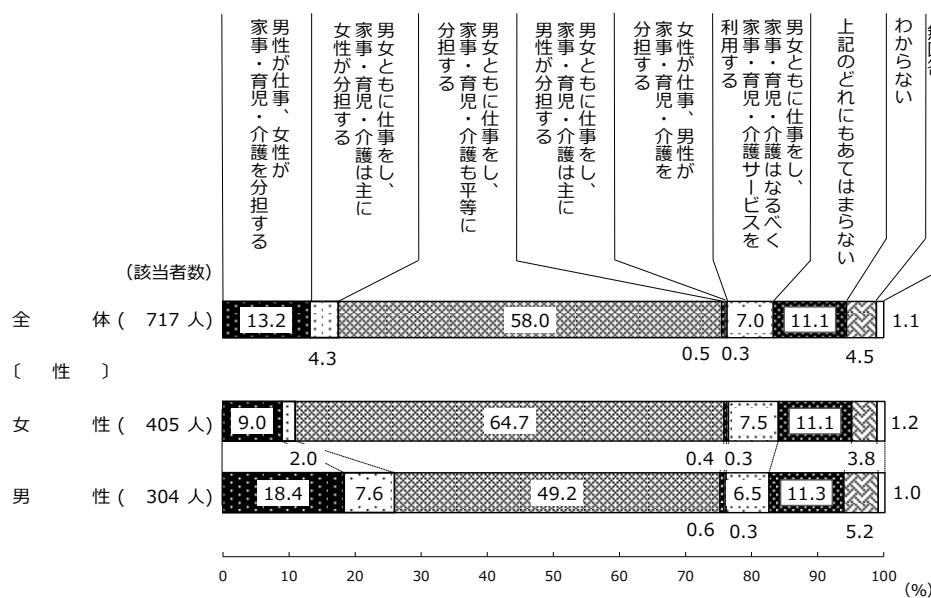
資料：男女共同参画白書（平成 28 年版）

3 市民の意識と実態

■ 男女の役割分担に対する意識

理想の男女の役割分担については、「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する」が 58.0%で最も多くなっています。

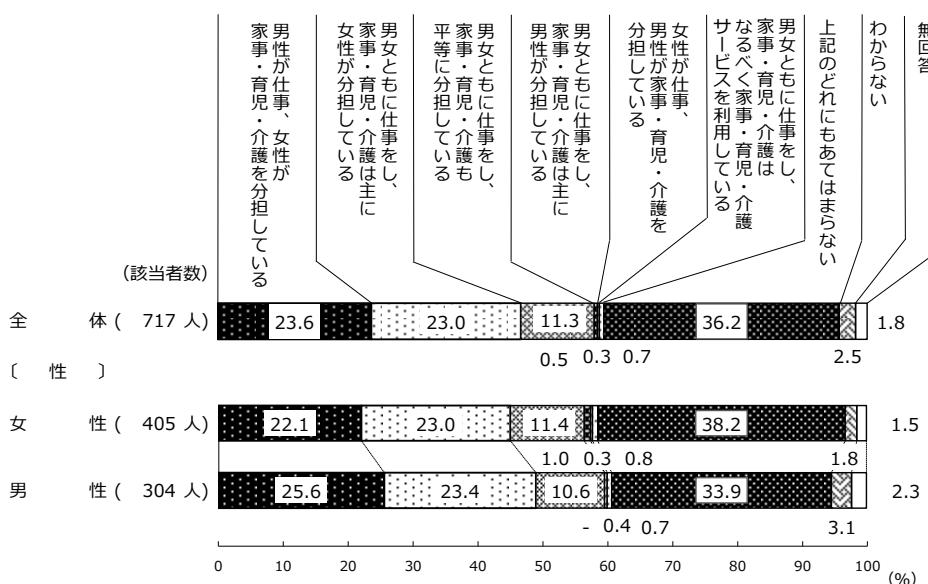
<図表 7> ◆ 理想の男女の役割分担



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

現実の男女の役割分担については、「男性が仕事、女性が家事・育児・介護を分担している」が 23.6%で最も多くなっています。理想では 58.0%だった「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する」は、現実には 11.3%と少ない回答になっています。

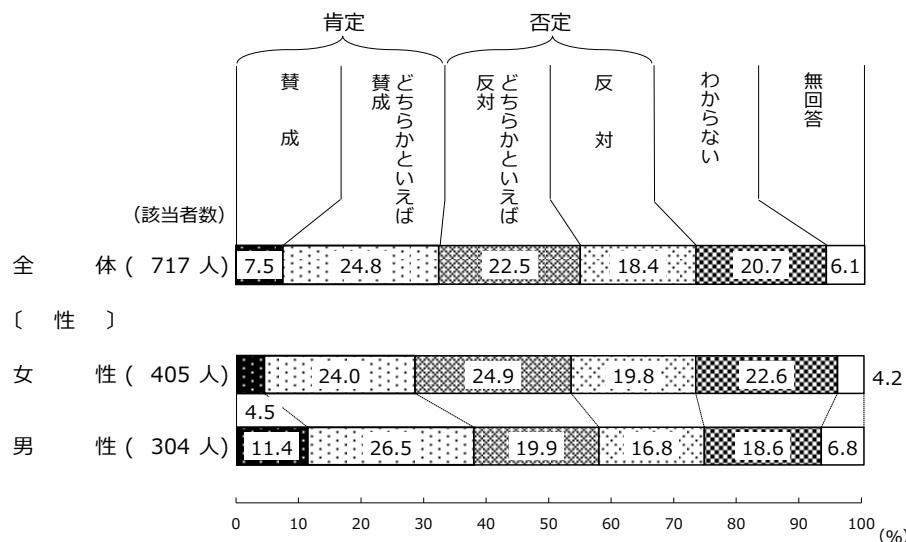
<図表 8> ◆ 現実の男女の役割分担



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、否定する人 40.9%（「どちらかといえば反対」22.5%+「反対」18.4%）が、肯定する人 32.3%（「賛成」7.5%+「どちらかといえば賛成」24.8%）を 8.6 ポイント上回っています。

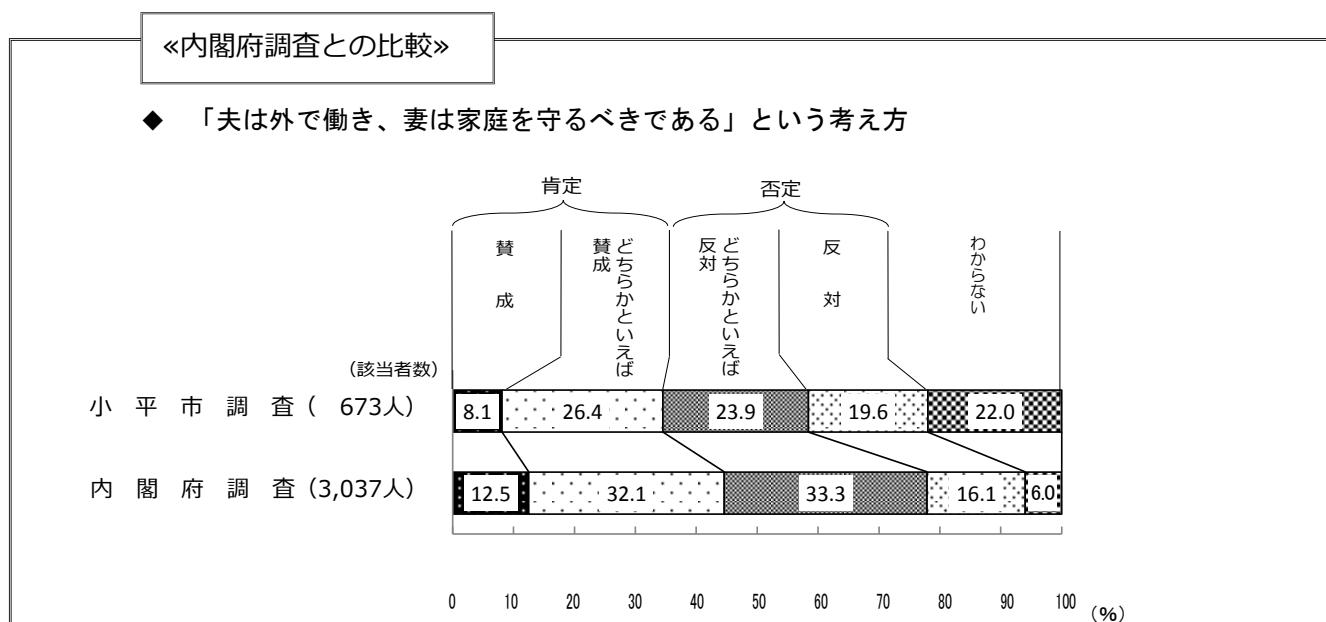
＜図表9＞ ◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年8月）と比較してみると、小平市調査では、「反対」と回答した人は内閣府調査より3.5ポイント上回っていますが、否定する人の割合、肯定する人の割合とも内閣府調査より低い傾向がみられます。

＜図表10＞



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

※内閣府調査と比較のため、小平市調査は無回答を除いた数値としている。

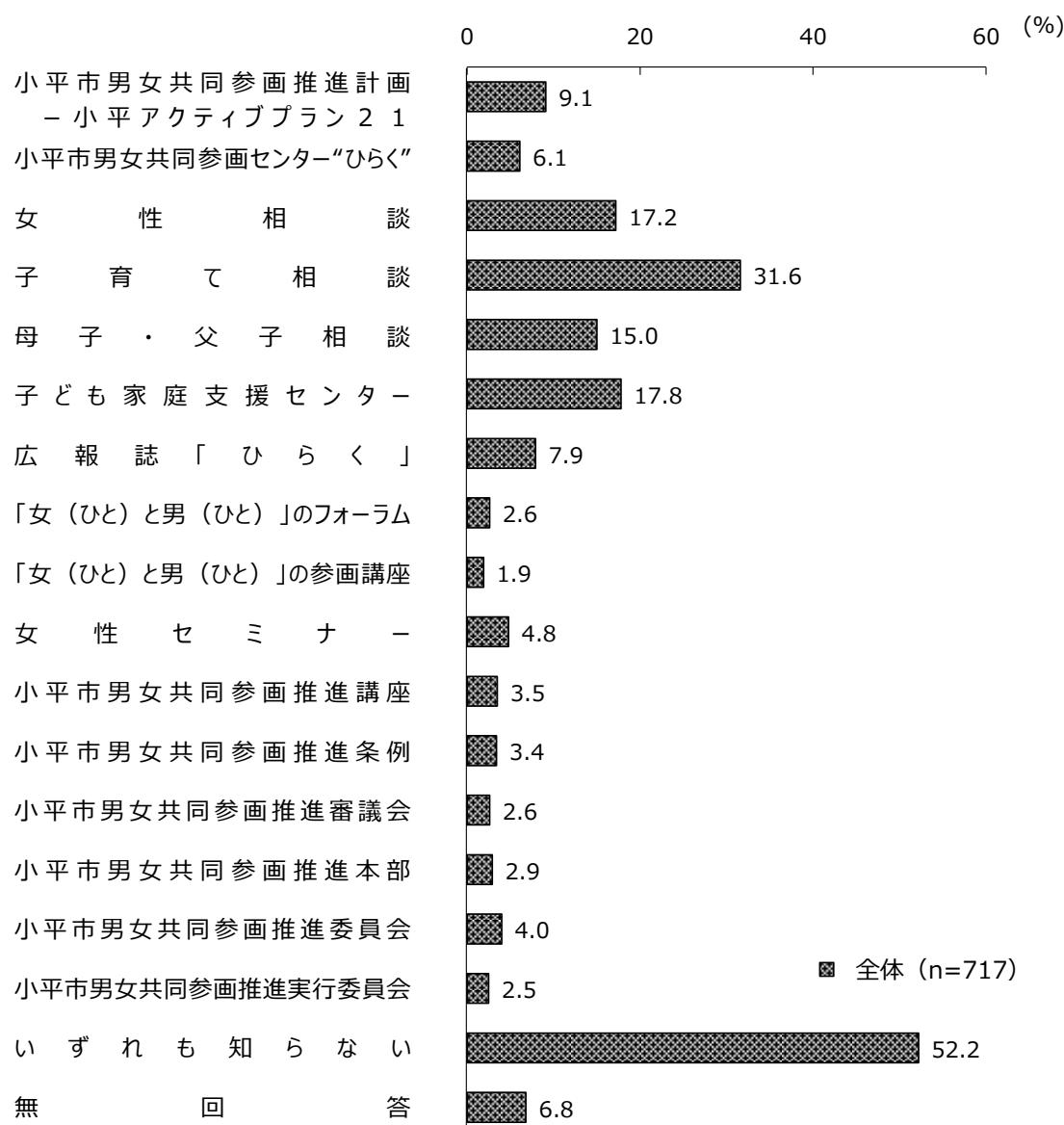
第2章 小平市の現状と課題

■ 市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度

小平市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度については、「子育て相談」が 31.6%で最も多く、次いで「子ども家庭支援センター」が 17.8%、「女性相談」が 17.2%、「母子・父子相談」が 15.0%となっています。

なお、「いずれも知らない」が 52.2%となっています。

＜図表 11＞ ◆ 小平市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度（複数回答）

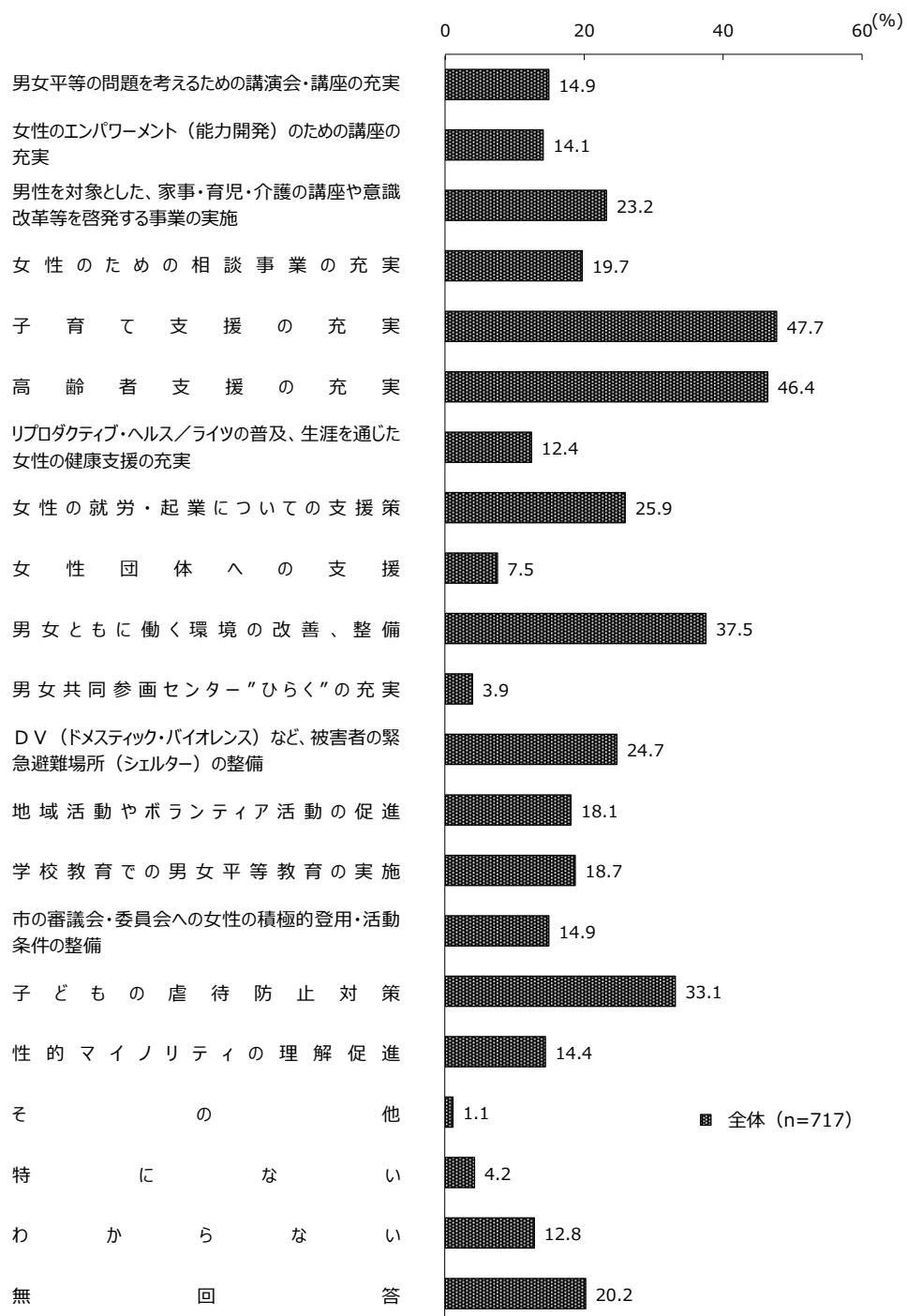


資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

■ 市が力を入れるべき男女共同参画施策について

小平市が力を入れるべき男女共同参画施策については、「子育て支援の充実」が 47.7%で最も多く、次いで「高齢者支援の充実」が 46.4%、「男女ともに働く環境の改善、整備」が 37.5%、「子どもの虐待防止対策」が 33.1%となっています。

<図表12> ◆ 小平市が力を入れるべき男女共同参画施策（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

4 小平アクティブプラン21（第二次）における取組の総括

小平市では、毎年度、小平アクティブプラン21（第二次）における事業の推進状況をまとめ、報告書として公表してきました。計画の見直しに当たっては、事業の検証を行い、平成18年度から平成28年度までの取組内容を基本目標ごとにまとめました。課題と取組視点についても整理し、次期の小平アクティブプラン21（第三次）に向けた総括をしました。

（1）小平アクティブプラン21（第二次）の取組内容

基本目標I 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立

【働く場における男女の機会の均等と待遇の充実】

- ◇平成27年3月に特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」、平成28年3月に特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」をそれぞれ策定しました。
- ◇ハローワーク、職業訓練校、東京都の産業労働部局と連携し、就業講座や求人などの情報の提供を行いました。
- ◇入札制度の総合評価方式の評価項目において、「男女共同参画の推進」と「母子家庭等への就労を支援する取り組み」を加点対象へ変更しました。

【仕事と家庭生活の両立支援】

- ◇小規模事業者への資金繰り支援や、支援先への制度紹介を行いました。
- ◇保育園の待機児童の解消に向けた取組、ファミリー・サポート・センターの充実、ひとり親家庭を対象とした就労支援などを実施しました。

基本目標II 健康で安全な生活の実現

【生涯にわたる健康保持の支援】

- ◇医療・関係機関などの紹介、スポーツ教室等を実施し、健康教室・講座の充実を図りました。
- ◇ハローベビークラス（両親学級）や、育児相談等を実施しました。

【女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進】

- ◇平成24年度～26年度において、デートDV防止に関する啓発講座を実施し、知識の普及・啓発を強化しました。また、配偶者等からの暴力（DV）に関するパンフレットを作成し、情報提供を行いました。
- ◇女性相談室に個別相談の場を設け、関係機関との連携を図りながら問題解決につなげました。

基本目標Ⅲ 男女共同参画意識の浸透

【あらゆる場での男女共同参画意識の醸成】

- ◇シルバー大学、市民講座、保育付き講座、大学公開講座、出前講座を実施しました。
- ◇公募市民が企画立案から編集を担当した広報誌の発行や、講演会を共催で開催しました。

【男女共同参画の視点に立った広報活動の推進等】

- ◇平成23年4月に「広報誌・パンフレットなどを作成するときの視点」(ガイドライン)を作成し、庁内へ男女共同参画の視点の周知を図りました。
- ◇平成26年度にはメディア・リテラシー育成のための講座を開催しました。

基本目標Ⅳ さまざまな分野での男女共同参画の促進

【政策・方針決定過程への男女共同参画】

- ◇審議会・委員会等における女性委員の登用状況を調査し、現状把握に努めました。
- ◇男女共同参画センターでは講座やイベントを開催し、その他、市民講座・シルバー大学・家庭教育・子育て支援に関する講座・女性セミナー・ヤングセミナー等、さまざまな分野での講座を開講しました。
- ◇市職員へ向けた男女共同参画推進のための研修の充実を図りました。

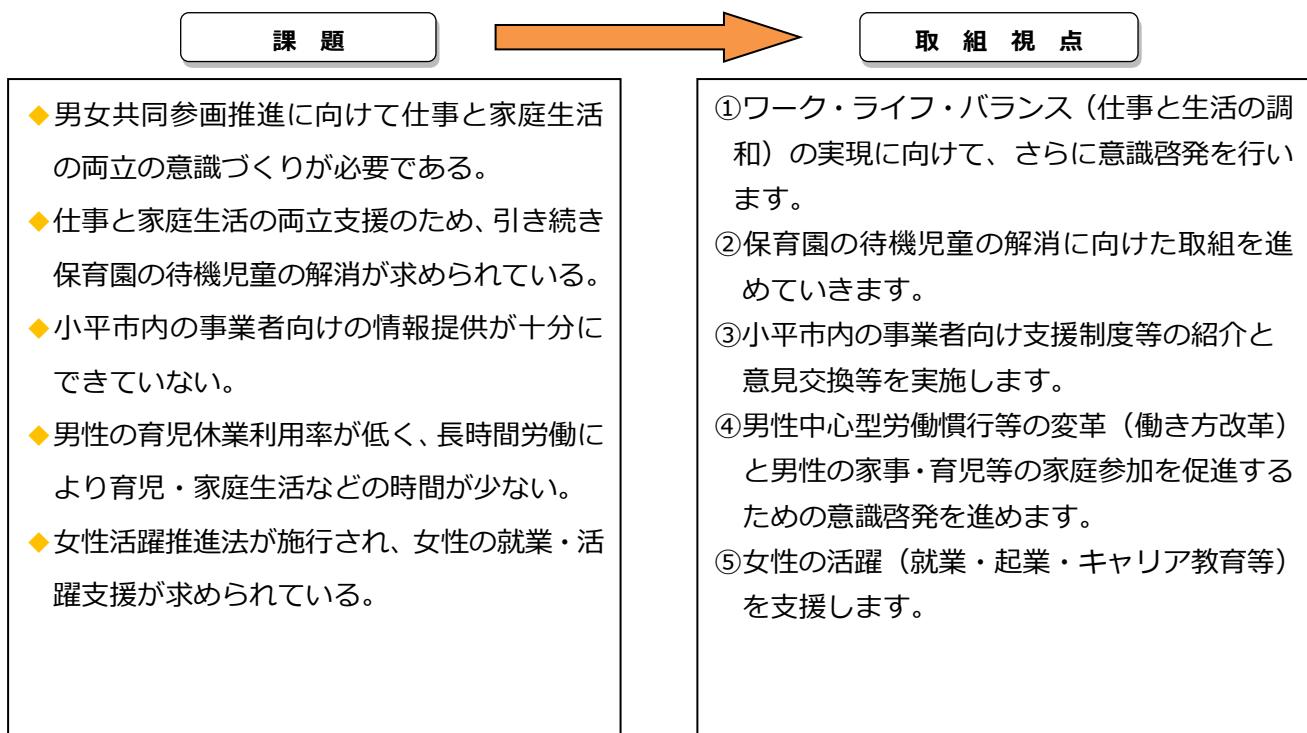
【地域活動における男女共同参画の促進】

- ◇市民活動支援センター“あすぴあ”、男女共同参画センター“ひらく”を運営しました。

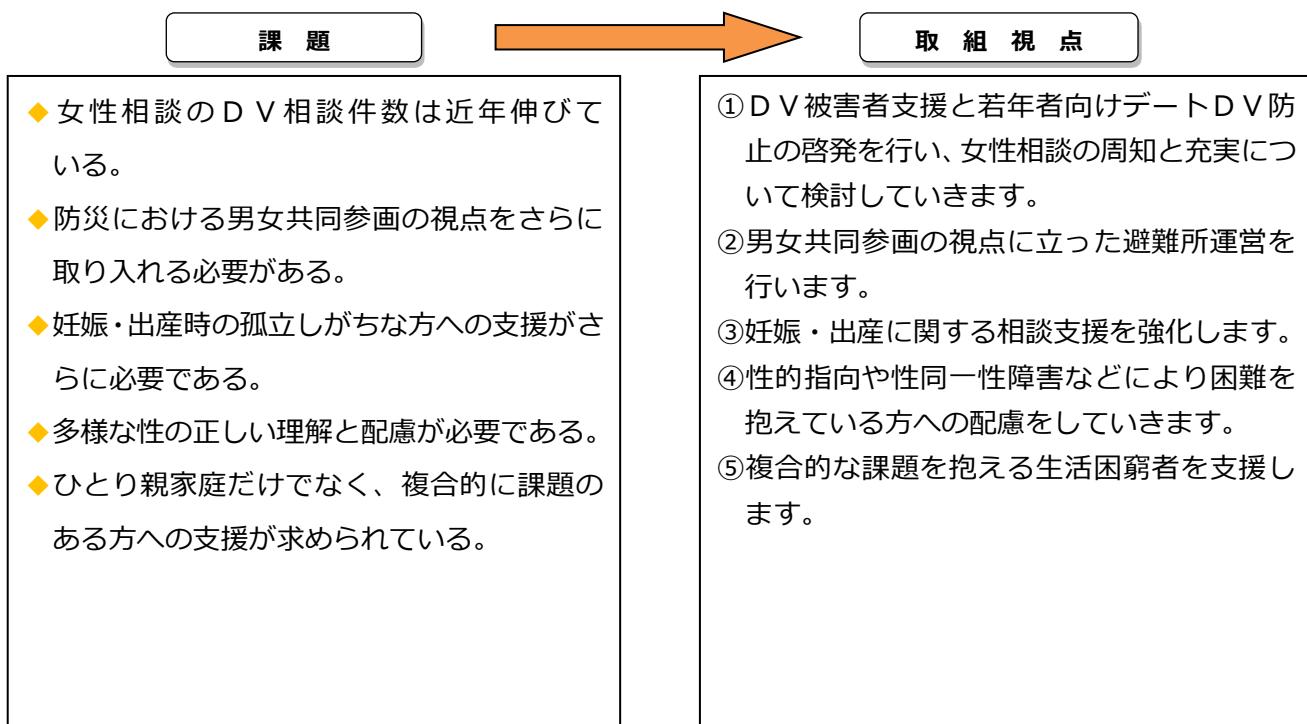
第2章 小平市の現状と課題

(2) 課題と今後の取組視点

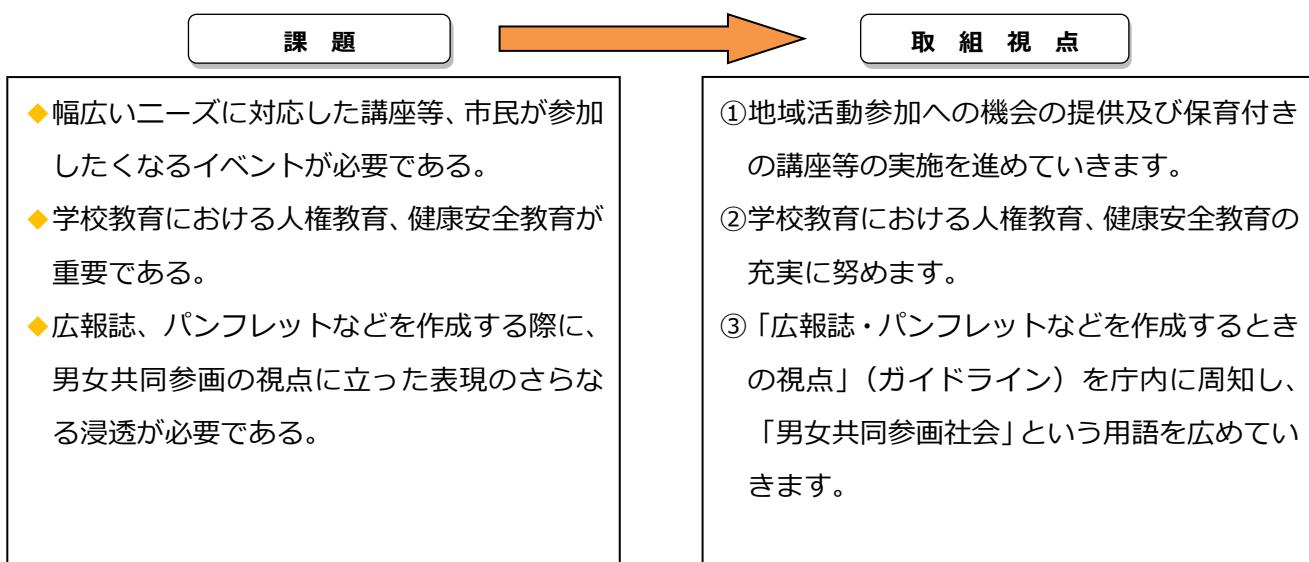
基本目標Ⅰ 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立



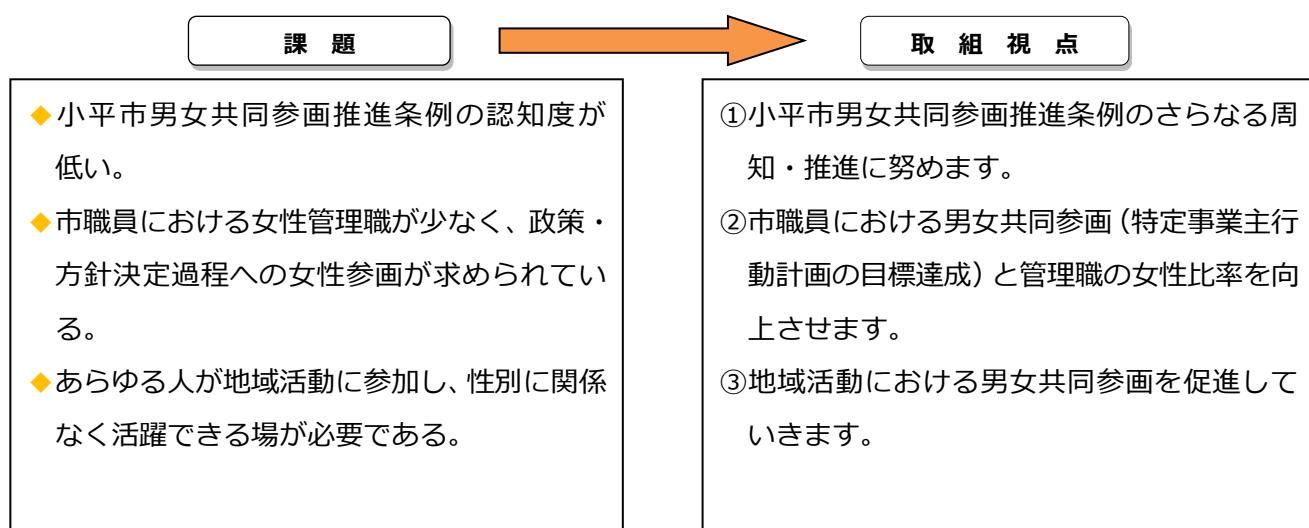
基本目標Ⅱ 健康で安全な生活の実現



基本目標Ⅲ 男女共同参画意識の浸透



基本目標Ⅳ さまざまな分野での男女共同参画の促進



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

2 基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は次の7つとなります。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④ 教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。

⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持

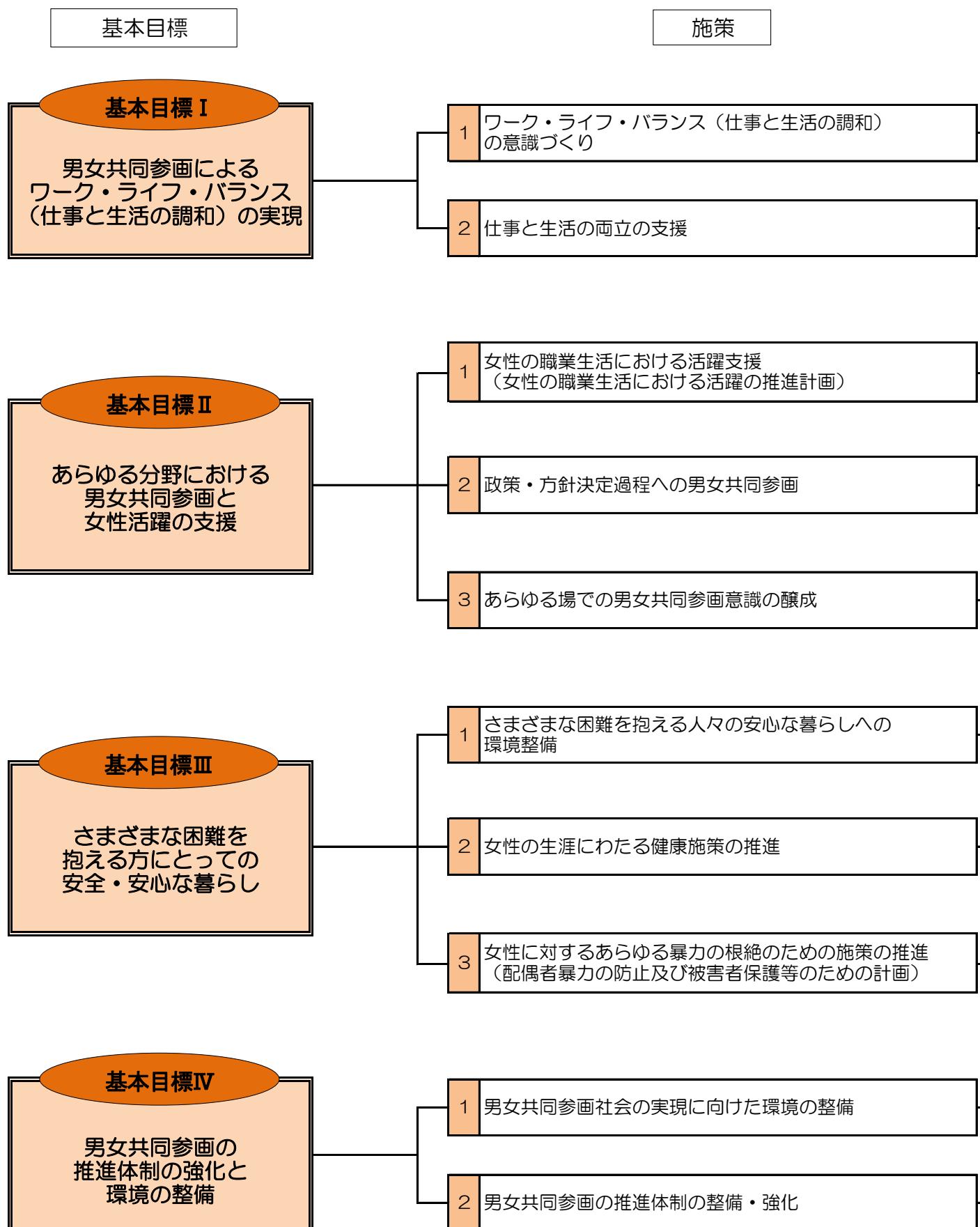
男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

⑦ 国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。



3 施策の体系



施策の方向性（重点項目）

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

- 1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援
2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **重点（P35）**
3 男性の地域活動参加の推進

- 1 女性の就業・活躍の支援 **重点（P37）**
2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

- 1 市役所における女性活躍の推進
2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

- 1 地域生活における男女共同参画の推進
2 学校教育における男女共同参画の推進

- 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 健康保持、健康づくりへの支援
2 妊娠、出産等に関する健康支援

- 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **重点（P48）**
2 ハラスメントやストーカーへの対策
3 相談機能の一層の充実

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

4 重点項目

計画期間の5年間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から3つの重点項目として定めました。

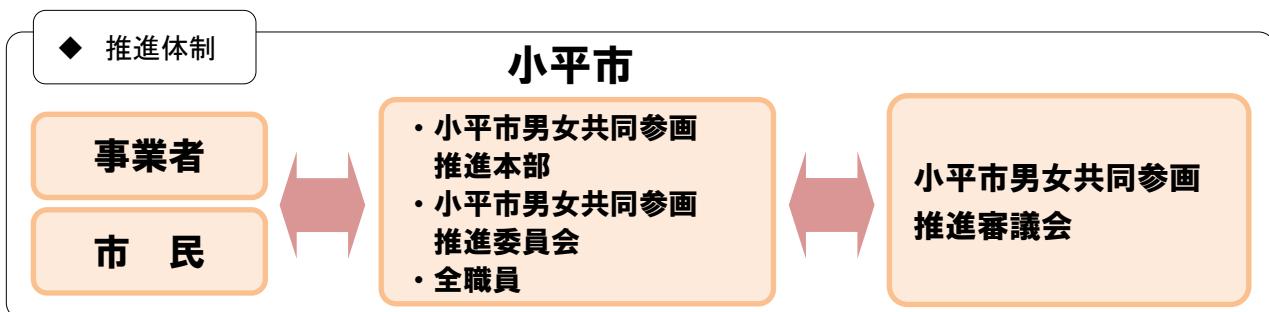
- ★ 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進
- ★ 女性の就業・活躍の支援
- ★ 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実

5 進行管理

（1）計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。



（2）推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況を評価します。施策ごとに設定した指標についても、平成32（2020）年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

第4章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

男女共同参画推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備も求められます。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していきます。

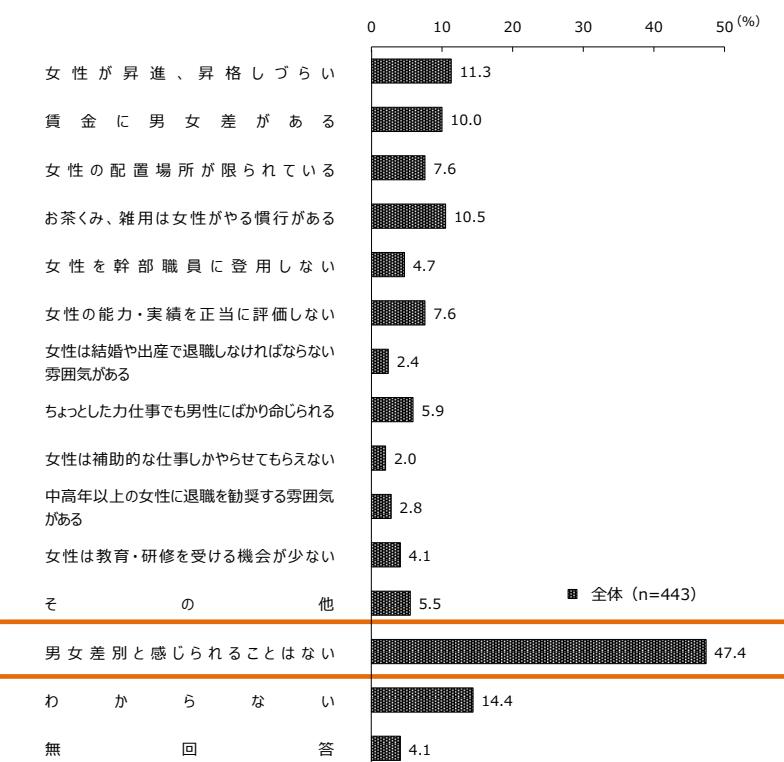
施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『職場で「男女差別と感じられることはない」と思う人』の割合（実態調査：問8－3）	47.4%	60.0%

＜図表13＞ ◆ 職場の男女差別（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

No.	事業項目	概 要	担当課
1	男女平等の労働条件整備の働きかけ	市内事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集するとともに、働き方改革等に関する成功事例や経営効果の情報発信、パンフレット配布やポスター掲示により啓発を行います。	市民協働・男女参画 推進課 産業振興課
2	市民等との協働・共催による広報	男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌「ひらく」の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画 推進課
3	ハローワークと連携した求人情報の提供	ハローワークと情報交換を行うとともに、こだいら就職情報室と連携した求人情報の提供、チラシの配架により、求人情報の提供を行います。	産業振興課
4	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、子育て、介護等に関する各種配布物や出前講座による情報提供等、仕事と生活の調和に関する意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画 推進課 子育て支援課 高齢者支援課
5	事業者等における先進事例の紹介・啓発	先進事業者等の事例を紹介することで、事業者への男性の育児休業取得を奨励し、ワーク・ライフ・バランスの意識を広めていきます。	市民協働・男女参画 推進課 産業振興課
6	事業者向け支援制度等の紹介	国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者支援を行い、職場環境の改善等を促します。	産業振興課
7	男女共同参画に関連した入札制度の研究	総合評価方式に関して、市内事業者との意見交換の場を持ちながら、研究していきます。	契約検査課

施策2 仕事と生活の両立の支援

固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識が、特に男性に強く残っていることや、長時間労働などの働き方が家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担うことにつながっているとも言われています。

男性の家事・育児等の家庭生活への参加を促進するため、男性の働き方、暮らし方の見直しなどの意識啓発や情報提供等を通じ、男性中心型労働慣行の意識改革に向けて取組を進めるとともに、家事・育児・介護・健康・就業支援を充実させることで、仕事と生活の両立の支援を行っていきます。

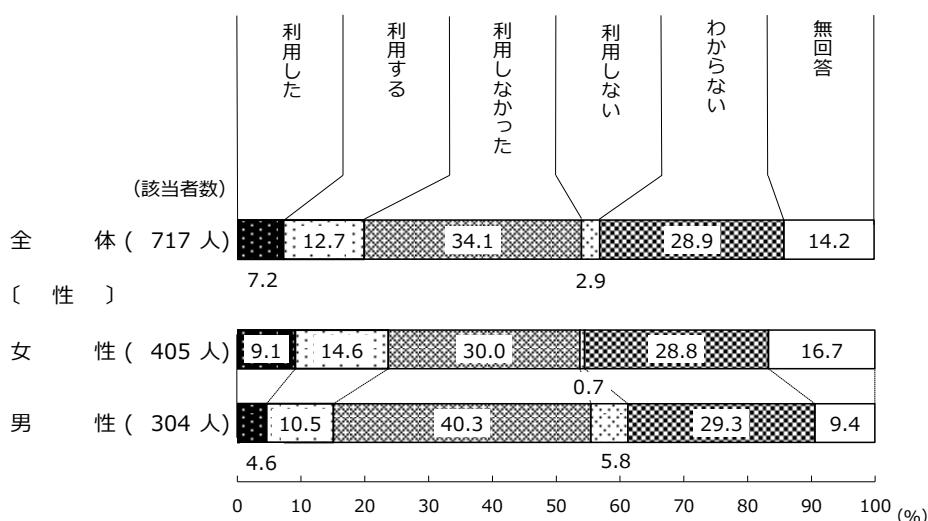
施策の方向性

- 1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援
- 2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **【重点】**
- 3 男性の地域活動参加の推進

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『「育児休業制度を利用した」という男性』の割合 (実態調査：問11)	4.6%	13.0% (内閣府目標値)

<図表14> ◆ 育児休暇制度の利用



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援

No.	事業項目	概 要	担当課
8	起業・創業の支援	創業者個別相談窓口や女性の就労支援施設“すだち”により、起業支援を行います。また、商工会等と連携して、起業・創業支援のセミナー等を行っていきます。	産業振興課
9	子育て支援事業の情報提供	子育てガイド、子育て相談ガイドブック等の配布、子育て応援サイト“こだち”等により情報提供を行います。	政策課 子育て支援課
10	幼児期の教育・保育の充実	市内保育施設等における保育の質の維持・向上と保育定員の拡充に努めるとともに、一時預かりや病児保育といった、多様化する保育ニーズに対応することで、子育て家庭を支えます。	子育て支援課 保育課
11	地域の子ども・子育て支援の推進	子どもが健やかに成長し、保護者が孤立しないように地域全体で子育てを支える観点で、子ども広場、子育てふれあい広場、学童クラブ、放課後子ども教室等、子育て家庭を対象とする子ども・子育てに関する事業を実施します。	子育て支援課 保育課 健康推進課 地域学習支援課
12	家事、子育てを支援する講座の開催	家庭教育に関する講座を開催し、子育て中の親の学習支援、子育ての孤立化の解消を図るとともに、学習活動を通じた仲間づくりを支援します。	公民館
13	子育て・女性相談と関係機関との連携	子育て・女性相談室の周知を図るとともに、幅広いニーズに応えられるよう、関係機関と連携していきます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課
14	介護教室の開催	各地域包括支援センターで、介護方法や介護者の介護予防に関する内容とする家族介護教室を実施します。	高齢者支援課
15	介護者を支援する窓口や情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターを本所5か所、出張所4か所の合計9か所設置し、パンフレットを戸別配付するなど情報提供を行います。	高齢者支援課

2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 【重点】

No.	事業項目	概 要	担当課
16	男性向け家事・育児・介護講座の開催	家庭教育に関する講座、男性の料理教室等の講座の開催等により、男性の家事・育児・介護への意識を高め、参加促進につなげます。また、育児休業制度の利用促進に努めます。	市民協働・男女参画 推進課 高齢者支援課 健康推進課 公民館
17	父親に向けた育児支援イベントの開催	妊娠婦及びその家族の健康保持と育児に関する教室（ハローベビークラス等）、その他父親も参加できるイベント（行事）を開催することで、男性に対する育児の意識向上に努めます。	子育て支援課 健康推進課
18	介護に対する意識啓発、情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センターのパンフレットを戸別配付するとともに、各地域包括支援センターで、認知症カフェや家族介護教室を開催し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課

3 男性の地域活動参加の推進

No.	事業項目	概 要	担当課
19	市民活動の支援と情報提供	市民講座等の開催を通じて、男性の地域活動への参加を促します。また、市民活動支援センター“あすぴあ”や公民館で、市民活動の情報及び活動の場を提供していきます。	市民協働・男女参画 推進課 公民館 関係各課

市民の協力・役割

◎家事・育児・介護等の家庭による分担の在り方や、公的サービス等の活用について話し合ったり、市民同士の協力・協働で、一人ひとりが身近な地域での男女共同参画社会の実現に努めましょう。

事業者の協力・役割

◎国や東京都の支援制度を活用するなどの工夫を行うことで、希望する労働者が家庭参加や仕事と生活の調和が図れるよう、制度や体制を整え、労働慣行等の見直しと労働条件の整備、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めましょう。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

施策1 女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に發揮できる環境づくりは、男女共同参画社会の実現の妨げとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、女性の就業継続や再就職・起業等のための環境整備を促します。

また、固定的な性別役割分担にとらわれず、就業能力を高め、長期的な視点を踏まえた適切な職業選択が行えるよう、キャリア教育の推進等を行います。

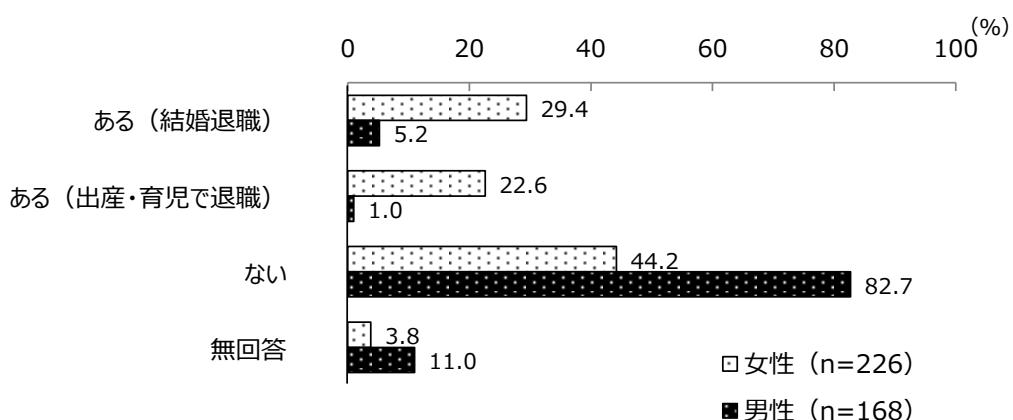
施策の方向性

- 1 女性の就業・活躍の支援【重点】
- 2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合（実態調査：F4-1）	44.2%	60.0%

<図表15> ◆ 結婚、出産・育児を理由とした退職経験の有無



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 女性の就業・活躍の支援 【重点】

No.	事業項目	概 要	担当課
20	女性の就職・再就職・起業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催	ハローワーク、マザーズハローワークと連携した就職支援セミナーや講演会等を開催し、就職・再就職・起業に向けた支援を行います。	産業振興課 市民協働・男女参画推進課
21	女性の就業・起業への情報提供	東京しごとセンター、こだいら就職情報室、女性の就労支援施設“すだち”的情報提供を行うことで、女性の就業・起業を支援します。	産業振興課 市民協働・男女参画推進課
22	事業者への支援	国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者への支援を行い、女性にとって働きやすい職場環境の整備を促します。	産業振興課

2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

No.	事業項目	概 要	担当課
23	ジェンダー統計の整備と活用に向けた取組	講座等の男女比の統計をはじめ、ジェンダーの視点で統計をとることで、現状を把握し、今後の女性活躍に向けた取組にいかしていきます。	関係各課

コラム

ジェンダー統計（男女別等統計）

ジェンダー統計とは、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状、その要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

えるぼし マーク



◎平成28年4月施行された、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマークです。

このマークは広告や求人等に使用でき、女性活躍企業であることを学生や消費者、取引先などにアピールできるというものです。

施策2 政策・方針決定過程への男女共同参画

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要です。市は市内事業者のモデルとして、率先して女性の参画拡大を進めるため、女性職員の管理職への登用と、審議会等委員への女性の積極的任用を促進します。

施策の方向性

- 1 市役所における女性活躍の推進
- 2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

指標

項目名	現在 (平成28年4月1日現在)	数値目標(平成32年度)
市職員の管理職※における女性比率	16.4%	30.0%
市職員の係長以上における女性比率	25.0%	35.0%
市の委員会・審議会等における女性比率	41.4%	50.0%

※小平市の管理職は、課長補佐以上を指します。

コラム

小平市の行動計画「HAPPYこだいら」と 「HAPPYこだいら～女性活躍編～」

小平市では、次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」を平成27年3月に、女性活躍推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」を平成28年3月に策定しました。

「HAPPYこだいら」は、子どもは次代の宝であるという認識の下、子どもたちが健やかに生まれ、育つことができるよう願って作成したものです。子育て中の職員もそうでない職員も、一人ひとりが「お互いさま」をスローガンとして、子育てしやすい職場環境の整備を進めていきます。

「HAPPYこだいら～女性活躍編～」は、女性が活躍し、職員全員が働きやすい職場づくりをめざして、「HAPPYこだいら」をベースにして作成したものです。管理職における女性比率など、女性活躍に関する数値目標を新たに設定し、女性職員の計画的な人材育成等に取り組んでいきます。

どちらの計画も、職員が相互に協力し合い、職員全員が働きやすい風土、雰囲気を作っていくために組織全体で取り組んでいきます。

施策の方向性

1 市役所における女性活躍の推進

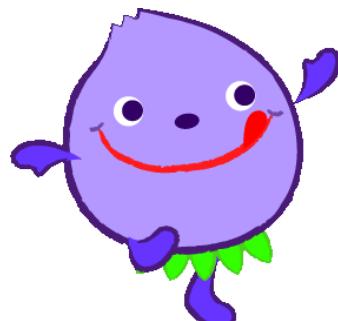
No.	事業項目	概 要	担当課
24	行動計画の目標達成に向けた取組	市職員における男女共同参画を促進し、次世代育成支援対策推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」及び女性活躍推進法における特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」に掲げられた目標達成に向けて取組を進めています。	職員課 全課
25	女性職員の活躍推進に向けた取組	キャリア形成研修、管理職向けの女性職員活躍支援研修の実施等により、女性職員の計画的な人材育成や、働きやすい職場環境の整備を進めています。	職員課

2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概 要	担当課
26	委員会・審議会等における女性委員の積極的任用、参画促進	女性の政策・方針決定過程への参画状況調査の実施と情報公開により、女性委員の積極的任用を促進します。 各委員会・審議会では、どちらの性の委員の割合も30%以上（達成後は50%）になるように努めます。	市民協働・男女参画 推進課 関係各課

市民の協力・役割

◎委員会・審議会等の市民公募枠への応募、ボランティア活動などにより、市政に積極的に参加しましょう。



ぶるべ

施策3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

今後多くの地域で直面する人口減少という現実の中、活力ある地域社会、男女共同参画社会を形成するため、女性も男性も、地域の対等な構成員として、あらゆる分野に平等に参画していくことが求められます。男女共同参画への意識啓発と地域活動に関わる人を増やすきっかけづくり、担い手づくりを進め、地域における男女共同参画を推進します。

施策の方向性

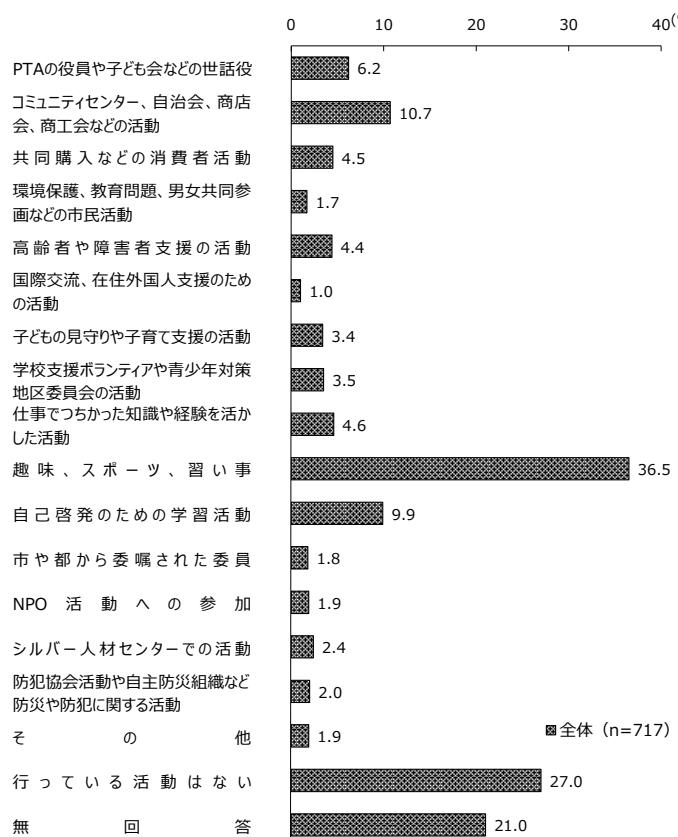
- 1 地域生活における男女共同参画の推進
- 2 学校教育における男女共同参画の推進

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『地域活動に「参加している」という人』の割合 (実態調査：問18)	※ 73.0%	80.0%

※「行っている活動はない」という人の割合、27.0%から算出しています。

<図表16> ◆ 現在行っている地域活動（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 地域生活における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概 要	担当課
27	地域における活動の支援	町会・自治会、サークル、ボランティア活動等への参加のきっかけづくり、男女共同参画の視点への意識啓発等により、地域活動を支援していきます。	市民協働・男女参画 推進課 公民館 関係各課
28	地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	市民向け講座を充実させ、男女共同参画の視点で保育付きの講座等を開催する等、男女が共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画 推進課 公民館 関係各課

2 学校教育における男女共同参画の推進

No.	事業項目	概 要	担当課
29	教職員研修の充実	東京都人権施策推進指針に基づき、人権教育推進委員会や各学校の研修会をはじめ、男女共同参画の視点を踏まえた人権に関する研修の充実に努めます。	指導課
30	人権教育、健康安全教育に関する指導・個別相談の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育、健康安全教育に関する指導及び個別相談の充実に努めます。	指導課（小・中学校）

市民の協力・役割

- ◎各種地域活動、市民活動、ボランティア活動等に参加し、地域の方と交流を図り、多様な人々の意見に耳を傾け、男女共同参画を体現しましょう。
- ◎互いの人権を尊重し、認め合い、子ども達へのよい手本となるように、家庭や地域における男女共同参画に努めましょう。
- ◎性別にとらわれず、子ども自身の意思を尊重して、地域や学校でさまざまなことに参加させましょう。



コダレンジャー

基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし

施策1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点から、貧困や地域生活における人間関係等、生活上の困難に置かれた方への支援の充実を図ります。

また、人権尊重の観点から、多様性（ダイバーシティ）に配慮し、高齢であること、障がいがあること、外国人であること、性的指向や性同一性障害等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている方への支援を進めます。

施策の方向性

- 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
- 2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	331人	480人

コラム

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度とは、平成25年に制定された生活困窮者自立支援法に則り、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、自立の促進を図るための制度です。

コラム

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれかの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさします。

施策の方向性

1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

No.	事業項目	概 要	担当課
31	生活困窮者へのきめ細かい支援	就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状態に応じた包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。	生活支援課
32	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援	ひとり親家庭等に対する相談支援を行うとともに、就労や子育てなど自立に向けた支援を行います。	子育て支援課

2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業項目	概 要	担当課
33	人権意識の啓発	人権擁護委員が実施する啓発活動の支援を行うとともに、東京都等が主催する行事や男女共同参画週間などの広報、性的指向や性同一性障害などの多様性に配慮した人権啓発活動に関する情報提供を行います。	総務課 市民相談課 市民協働・男女参画 推進課 文化スポーツ課 高齢者支援課 障がい者支援課 関係各課
34	情報提供及び相談体制の整備	人権尊重の観点に配慮し、男女共同参画の視点で、さまざまな困難な状況に置かれている高齢者、障がい者、外国人、女性等が安心して暮らせる環境整備を進め、各種市民相談の実施及び連携により、多様性に配慮し、市民が抱えるさまざまな問題の解決に向けて助言できる環境、市民にとってわかりやすく身近で相談しやすい体制をつくります。	市民相談課 市民協働・男女参画 推進課 文化スポーツ課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課

コラム

男女共同参画週間



男女共同参画

内閣府では、男女共同参画社会基本法に関する国民の理解を深めるため、同法の公布・施行日である6月23日に合わせて、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。毎年テーマに沿ったキャッチフレーズとポスターが作成され、中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」が開催されます。

小平市でも、この期間に周知と理解のための展示等により、広報・啓発活動に取り組んでいます。

施策2 女性の生涯にわたる健康施策の推進

生涯を通じたこころとからだの健康を維持する上で、誰もが互いの身体的性差を十分に理解しあい、差別を許さない人間関係を構築することが求められます。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に留意しながら、妊娠や出産をはじめとする性や健康について男女共同参画の観点から適切な支援を行っていくことが重要です。

施策の方向性

- 1 健康保持、健康づくりへの支援
- 2 妊娠、出産等に関する健康支援

指 標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
保健師等による妊婦への面接の実施率	60.2%	100%

コラム

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言」及び「行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向性

1 健康保持、健康づくりへの支援

No.	事業項目	概 要	担当課
35	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	国の指針に基づく、乳がん・子宮頸がん検診等を実施し、受診勧奨等を行うことで、がん予防に対する意識を高めるとともに、各種健(検)診の受診率の向上に努めます。また、女性のための健康教室を保育付きで実施し、知識の向上を図ります。	健康推進課
36	健康相談の実施	骨粗しょう症検診時に、栄養、保健の指導や医師による相談を実施します。 乳がん・子宮頸がん精密検査未受診者に健康相談を実施するほか、女性のリラックス教室においても、健康相談を実施し、女性の健康づくりを支援します。	健康推進課
37	介護予防の啓発	運動器の機能向上や認知症予防に関する講座等を地域包括支援センターや高齢者館、地域センター等で実施し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課
38	健康づくり、体力づくりの推進	健康増進を目的としたスポーツ教室やウォーキングイベント等、誰でも気軽に取り組める事業を開催することにより、市民の健康づくりの推進に努めます。	文化スポーツ課

2 妊娠、出産等に関する健康支援

No.	事業項目	概 要	担当課
39	妊娠・子育て等に必要な情報提供	妊婦全員への面接、乳児家庭全戸訪問事業やハローベビークラス（両親学級）で、妊娠、子育て等に必要な情報を提供します。また、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響についても普及啓発を行います。	健康推進課
40	母性保護に関する事業の推進	妊娠SOS相談事業により、妊娠・出産への悩みや心配事のある方への支援を行います。また、妊娠届出時等での妊婦面接で、妊娠、出産に困難を感じていないか等を確認し、健康支援に努めます。	健康推進課

施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進 (配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画)

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力には、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などがあり、被害者の多くが女性です。その他、ストーカー、性犯罪、メディアにおける性暴力表現など、あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携し、体制の充実を図っていきます。

施策の方向性

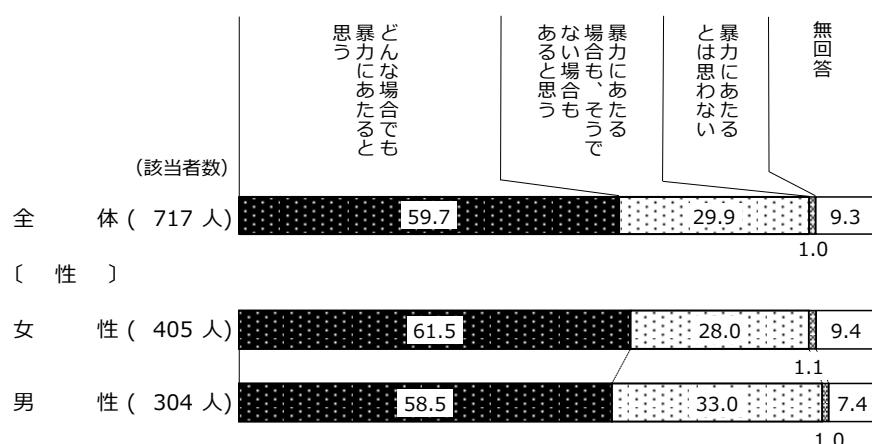
- 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **【重点】**
- 2 ハラスメントやストーカーへの対策
- 3 相談機能の一層の充実

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
女性相談の相談件数	1,012件	1,200件
身体的暴行※である、「平手で打つ」を「どんな場合でも暴力にあたる」と思う人」の割合（実態調査：問23（1））	59.7%	100%

※身体的暴行とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力のこと。

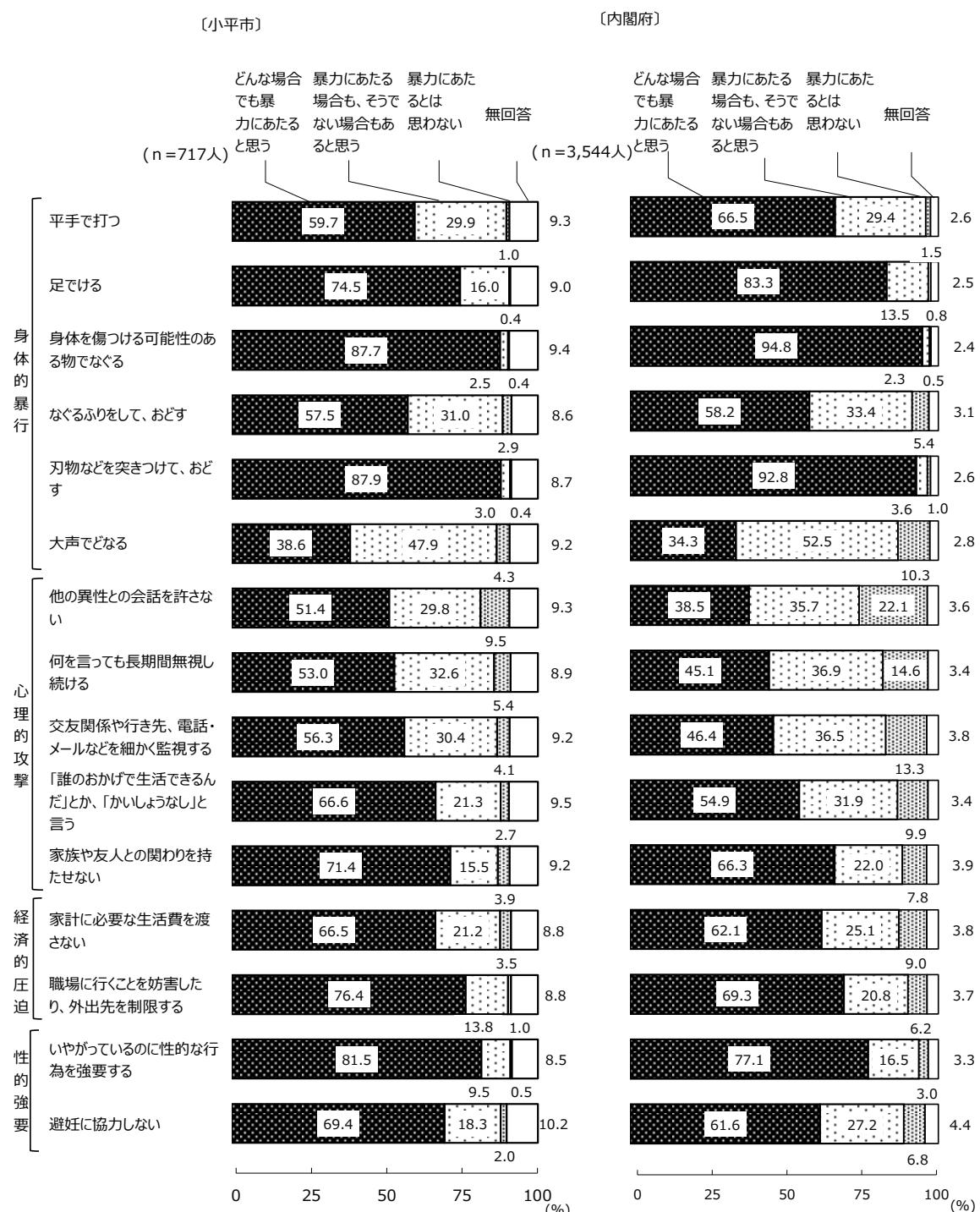
<図表17> ◆ 暴力の認識（1）平手で打つ



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年12月)と比較してみると、小平市調査では【心理的攻撃】、【経済的圧迫】、【性的強要】に挙げられるものは内閣府調査よりも意識が高いのに対して、【身体的暴行】では、低い傾向がみられます。

<図表18>



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 【重点】

No.	事業項目	概要	担当課
41	女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発	暴力と人権侵害防止に関する知識の普及に努め、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）や講座の開催を通じて意識啓発を図り、DVに関する理解と根絶に努めます。	市民協働・男女参画 推進課
42	市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携	庁内連携会議の開催等により連携を強化し、関係機関との協力体制の強化に努めます。個人情報の保護に十分配慮し、被害者がより身近な場所で安心して相談できるように、女性相談の周知に努めます。	市民協働・男女参画 推進課 関係各課

2 ハラスメントやストーカーへの対策

No.	事業項目	概要	担当課
43	ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供	ハラスメント防止のための講座等を開催するとともに、男女共同参画センター“ひらく”に書籍・パンフレット等の各種資料を配架し、意識啓発を行います。	市民協働・男女参画 推進課

3 相談機能の一層の充実

No.	事業項目	概要	担当課
44	相談体制の充実	さまざまなニーズに対応できるよう、家庭相談等の各種市民相談の実施や、法律相談での女性弁護士による相談体制を継続するとともに、女性相談の充実について検討します。	市民相談課 市民協働・男女参画 推進課

市民の協力・役割

- ◎互いの人権を尊重し、どのような行為が配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、ストーカー、虐待になるのか理解するよう努めましょう。

事業者の協力・役割

- ◎職場におけるセクシュアル、妊娠・出産時等におけるさまざまなハラスメントの防止と対策に積極的に取り組みましょう。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

◎夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

コラム

女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）

内閣府の男女共同参画推進本部では、毎年1月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、運動期間の初日に、東京タワー及び東京スカイツリーのパープル・ライトアップが実施されました。

パープル・ライトアップには、女性に対する暴力の根絶と、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められており、運動期間中、全国各地でも賛同する施設が増えています。

小平市もパープルリボン運動の周知に努めています。



パープルリボンをつけた プるべー

基本目標IV 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

男女共同参画の視点に立った災害に強い地域づくりをめざすため、各避難所で作成するマニュアルに男女双方からの視点に立ち、女性の参画を促進します。

また、さまざまな人に配慮した避難所運営とするため、啓発のための講座等の開催と、避難行動要支援者への支援を行います。

広報誌や市の出版物を作成する際には、固定的な性別役割分担に基づいた表現等にならないよう、また、積極的に男女平等や男女共同参画を促す表現を使用していくよう、職員への周知を図ります。

施策の方向性

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
防災に関する出前講座「デリバリーこだいら」の参加者数	442人	2,200人 (平成28年度から5年間の累計)

コラム

「要配慮者のための防災行動マニュアル」と「避難行動要支援者名簿」

小平市では、「小平市地域防災計画」に示す要配慮者とその家族の方々が災害に備え、災害等が発生した時に適切な避難行動がとれるよう、日ごろからの備えと対応をまとめ、平成28年3月に「要配慮者のための防災行動マニュアル」を作成しました。

要配慮者とは、高齢の方、障がいのある方など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいいます。

また、被災により負傷した方も要配慮者になり得るため、誰もが自らのこととして考え、いざという時に、自分の身を守り被害を最小限に抑えるために、災害に関する知識を身につけて、とるべき行動を想像し、具体的な災害対策をとることが重要です。

「避難行動要支援者名簿」とは、災害時などに自力で避難することが困難な方の情報を名簿に登録し、避難支援に活用するために作成している名簿です。

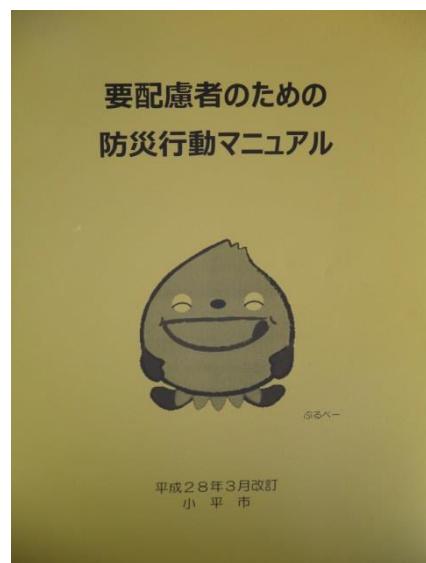
施策の方向性

1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり

No.	事業項目	概 要	担当課
45	避難所運営への女性の参画	災害時の避難所の管理・運営について、地域の方の協力を得て各避難所でマニュアルを作成し、女性・高齢者・障がい者・乳幼児、その他さまざまな人に配慮した避難所運営へとつなげます。また、啓発のための講座等を実施します。	防災危機管理課
46	避難行動要支援者への支援	災害時における避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の整備と支援者への情報提供を行います。	生活支援課

2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

No.	事業項目	概 要	担当課
47	「男女共同参画社会」の周知	「男女共同参画社会」の用語や視点を周知する意識啓発講座の実施と「広報誌・パンフレットなどを作成するときの視点」(ガイドライン)等に沿って広報、刊行物の作成・発行について、職員への周知に努めます。	市民協働・男女参画 推進課 秘書広報課



要配慮者のための防災行動マニュアル

施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の形成を促進する上で、市の果たす役割は大きいものであり、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

同時に、男女共同参画意識の形成は、市だけではなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。市は小平市男女共同参画推進条例の周知、積極的な情報発信と、施策を推進するための体制の整備に努め、市民、市内で活動する団体・事業者等と連携を深めながら施策に取り組んでいきます。

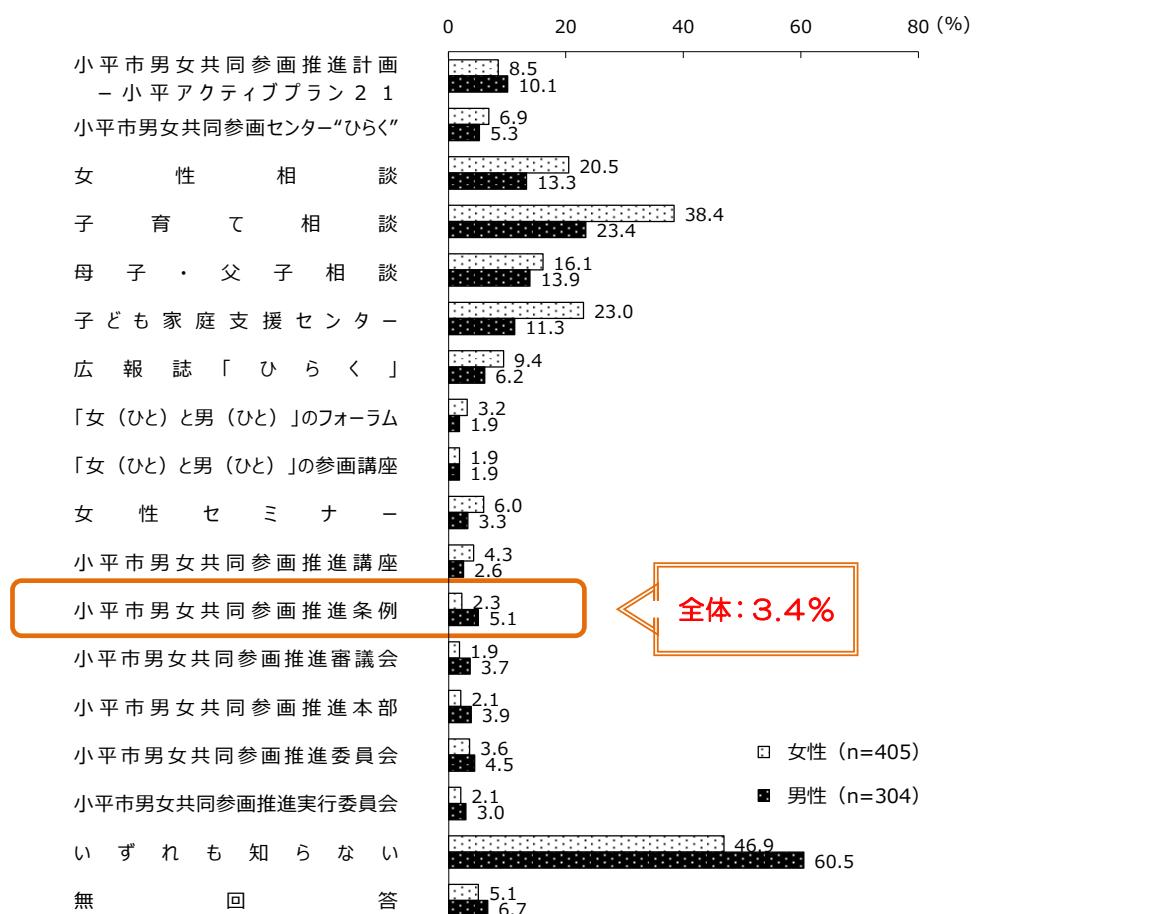
施策の方向性

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
- 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

指標

項目名	現在（平成27年度）	数値目標（平成32年度）
『小平市男女共同参画推進条例を「知っている』人の割合（実態調査：問29）	3.4%	15.0%

＜図表19＞ ◆ 市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

施策の方向性

1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進

No.	事業項目	概 要	担当課
48	小平市男女共同参画推進条例の周知・推進	小平市男女共同参画推進条例の周知のために、大人用・子ども用の条例パンフレットを配布し、周知・推進に努めます。	市民協働・男女参画推進課

2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

No.	事業項目	概 要	担当課
49	男女共同参画推進本部の運営と部・課を越えた連携の強化	男女共同参画推進本部を開催することで、男女共同参画における庁内の連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
50	地域団体への女性登用の協力要請	市民活動支援センター“あすぴあ”と連携した講座等の開催により、地域活動を担う女性リーダーを育成し、地域団体への女性登用の協力要請を行っていきます。	市民協働・男女参画推進課
51	男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	小平市男女共同参画推進条例を周知するとともに、男女共同参画センター利用登録団体との協働により、市内外の関係機関と連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
52	男女共同参画センターの運営	男女共同参画センター“ひらく”的管理・運営方法の検討と啓発事業による周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課

市民の協力・役割

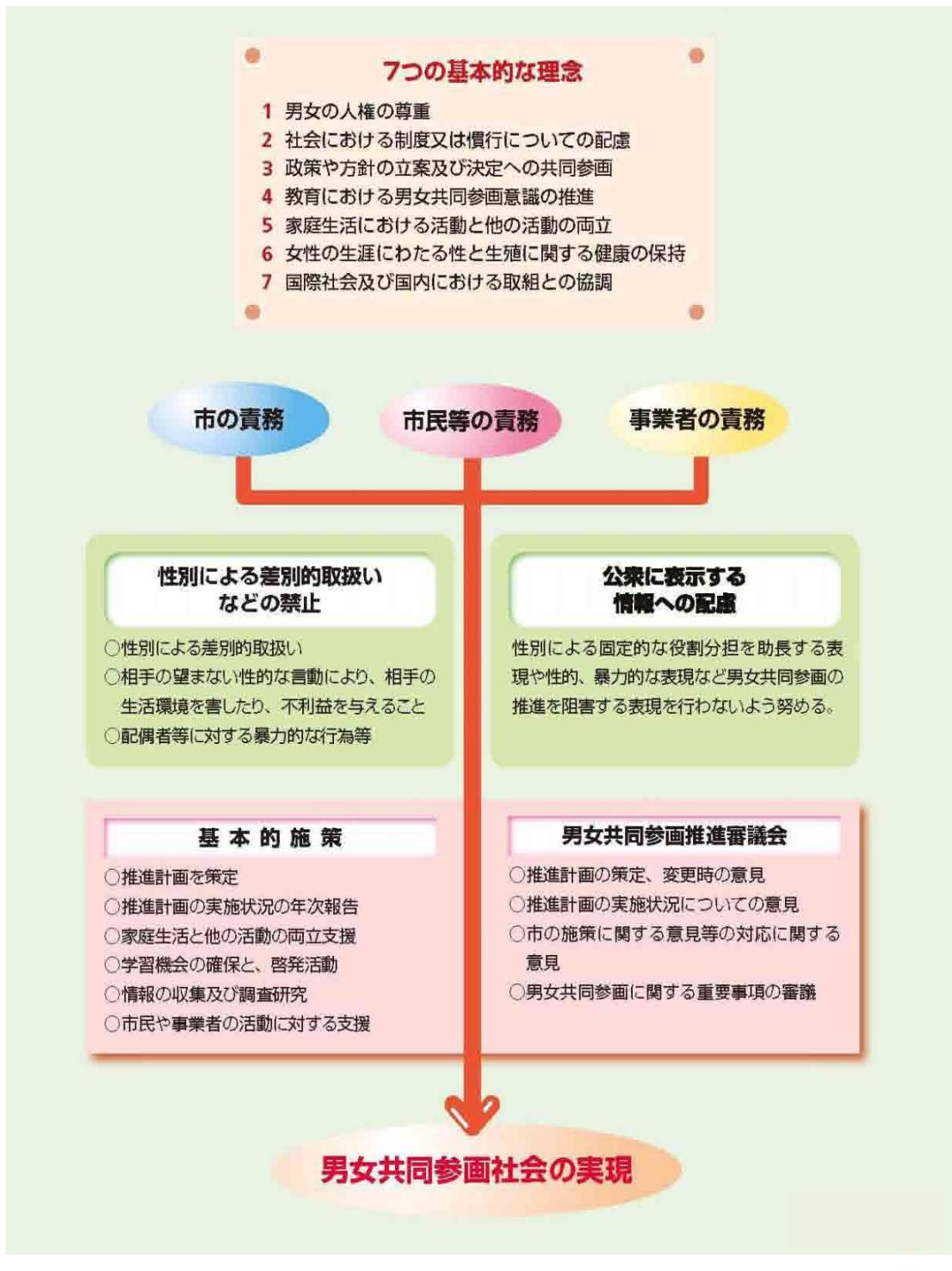
◎小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。

事業者の協力・役割

◎小平市男女共同参画推進条例に基づき、事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。
 ◎就労者が仕事と家庭生活を両立できるよう、職場環境の整備に努め、市が実施する男女共同参画施策に協力しましょう。

小平市男女共同参画推進条例のしくみ

市では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、
その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現に向けた市の考えを明らかにし、
その取組を着実かつ計画的に推進していくため、
平成21年に小平市男女共同参画推進条例を制定しました。



第5章 付属資料

(1) 用語解説

用語	解説
「あ」行	
育児・介護休業法 (P 6)	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。
エンパワーメント (P 6)	社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことを指します。
「か」行	
合計特殊出生率 (P 11)	人口統計上の指標で、15歳から49歳までの女性が一生に産む子どもの平均数を示します。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。
固定的な性別役割分担 (意識) (P 33・36・50)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方を指します。
「さ」行	
女子差別撤廃条約 (P 6)	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効されました。我が国は昭和60年（1985年）に批准しています。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。
生産年齢人口 (P 11)	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層を指します。日本の生産年齢人口は1996年をピークに減少に転じています。
性同一性障害 (P 20・42・43)	生物学的性別（からだの性）と性別に対する自己意識あるいは自己認知（こころの性）が一致しない状態のことをいいます。
「た」行	
待機児童 (P 18・20)	保育所を必要とする家庭が増え、特に人口の多い都市部を中心に保育園への入所ができずに空きを待つ状態のことを指します。1990年代初め（バブル経済崩壊後）以降、共働き世帯が専業主婦世帯を上回っており、保育需要が増加し、保育園が新規開園しても待機児童数が減少しない現状があります。
多様性（ダイバーシティ） (P 42)	性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性を認めることを指し、個々の力を發揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

第5章 付属資料

用語	解説
男性中心型労働慣行 (P20・33)	勤続年数を重視しがちな年功的な待遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする働き方が通常とされてきたことを指します。
「は」行	
配偶者等からの暴力 (DV) (P18・20・27 ・46・48)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしまっているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。平成25年6月の改正により、生活の本拠とともに交際関係にある相手からの暴力およびその被害者についても、準用されることになりました。
パートタイム労働法 (P6)	パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図ることを目的としています。
ハラスメント (P46・48・49)	いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいいます。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたたり、脅威を与えることを指します。 <ul style="list-style-type: none"> ■セクシュアル・ハラスメント…本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的な発言・行動を指します。 ■パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。 ■マタニティ・ハラスメント…職場において、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で行われる、精神的・肉体的な嫌がらせのことです。妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは男女雇用機会均等法等により禁止されています。
PDCAサイクル (P28)	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組みのことです。
ファミリー・サポート・センター (P18)	市内居住で生後57日から小学校6年生までのお子さんの保護者を対象とし、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を結び地域の子育てをサポートしています。
「ま」行	
マザーズハローワーク (P37)	ハローワーク（公共職業安定所）内に開設され、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れて来所しやすい環境を整備し、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行います。

(2) 小平市男女共同参画推進条例

平成20年

条例第21号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第14条）

第3章 推進体制等（第15条—第17条）

第4章 小平市男女共同参画推進審議会（第18条—第22条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

小平市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成8年に男女共同参画を推進するための基本的な計画である小平アクティブプラン21を策定するなど、様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等の意識及びそれに基づく社会の慣行は、依然として存在しており、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画することができる社会を実現するためには、なお一層の努力が必要である。

こうした状況を踏まえ、小平市、市民等及び事業者が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、その理念並びに小平市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（男女共同参画の理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわりなく、一人一人の個性と能力を尊重した教育が行われること。

第5章 付属資料

- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすること。
- (6) 男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。
- (7) 国際社会及び国内の様々な取組との協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、市民等、事業者、関係団体、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、就労者が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立することができるよう、職場の環境整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、社会のあらゆる場において、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭内等において、配偶者等に身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担等を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ小平市男女共同参画推進審議会の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを

公表するものとする。

2 市長は、毎年、小平市男女共同参画推進審議会に対し、前項に規定する実施状況について報告するものとする。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、家族を構成する男女が相互に協力して自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活における活動に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画について市民等及び事業者の関心を高め、及びその理解を深めるために、啓発活動を行うとともに、その学習の場の充実に努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等及び事業者に対する支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第16条 市は、審議会等を置く場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(意見等への対応)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民等及び事業者からの意見、苦情及び相談に対し、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、小平市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第4章 小平市男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 市の男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として小平市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するとされた事項について審議するほか、市の男女共同参画に関する重要事項について市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 付属資料

(規則への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年10月1日・平成20年条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4章並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成21年10月1日から施行する。

(推進計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている小平アクティブプラン21は、第9条の規定により策定された推進計画とみなす。

(審議会に関する経過措置)

3 第4章の規定の施行の日の前日までの間における第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「小平市男女共同参画推進審議会」とあるのは、「小平市男女共同参画推進協議会設置要綱（平成11年8月1日制定）第1条に規定する小平市男女共同参画推進協議会」とする。

4 第20条の規定により同条の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

[次のように改正する] 略

(3) 小平市男女共同参画推進審議会委員名簿

第3期 (任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで)

敬称略

	氏 名	所 属
会長	内田 和夫	学識経験者（嘉悦大学教授）
副会長	高日 孝子	学識経験者（保護司）
委員	池戸 光子	公募市民
委員	出竿 章雄	事業者又は団体の代表（小平市社会福祉協議会）
委員	大崎 俊行	公募市民
委員	川里 富美	学識経験者（小学校PTA連合会）
委員	河野 和昭	学識経験者（私立保育園園長）
委員	酒井 愛	公募市民
委員	瀬川 玲菜 (平成28年1月19日まで)	事業者又は団体の代表（多摩信用金庫）
	若林 裕美 (平成28年1月20日から)	
委員	福尾 美夏	公募市民



第5章 付属資料

第4期 (任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

敬称略

	氏 名	所 屬
会 長	内田 和夫	学識経験者（嘉悦大学教授）
副会長	高日 孝子	学識経験者（保護司）
委 員	大崎 俊行	公募市民
委 員	川里 富美	公募市民
委 員	小長谷 愛子	学識経験者（小学校 P T A 連合会）
委 員	島田 愛子	公募市民
委 員	武田 万里子	学識経験者（津田塾大学教授）
委 員	福尾 美夏	公募市民
委 員	藤原 淳	事業者又は団体の代表（小平市社会福祉協議会）
委 員	若林 裕美	事業者又は団体の代表（多摩信用金庫）



(4) 小平市男女共同参画推進審議会審議内容

【平成27年度 審議内容】

回数	開催日	議題
第1回	平成27年 5月29日(金)	・平成26年(第3回)男女共同参画推進審議会学習会の報告 ・平成27年度事業予定・審議会の取組について ・男女平等に関する市民意識・実態調査について
第2回	平成27年 7月17日(金)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【平成26年度実績】について ・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査(案)について
第3回	平成27年 8月28日(金)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書【平成26年度実績】について ・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査について ・第三次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針について ・市民意識・実態調査の分析方法の検討 ・諮問
第4回	平成27年 11月6日(金)	・内閣府：第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)について ・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査の回収状況、集計について ・女性活躍推進法の概要について ・今後の審議会の取組について
第5回	平成28年 1月15日(金)	・男女共同参画センター“ひらく”的管理・運営について ・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査報告書について ・男女共同参画推進計画の意見書について
第6回	平成28年 2月9日(火)	・第2回学習会の振り返り ・意見書について

【平成27年度 学習会内容】(第2・3回は嘉悦大学の男女共同参画人材育成ワークショップとして開催)

回数	開催日	テーマ等
第1回	平成27年 8月28日(金)	「小平市の女性相談、配偶者暴力相談の現状について」 講師 女性相談室 相談員
第2回	平成27年 12月18日(金)	「女性が輝く社会」とは? ～男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍～ 講師 嘉悦大学 青山悦子 教授(経営経済学部・ビジネス創造学部)
第3回	平成28年 3月5日(土)	「第4次男女共同参画基本計画の焦点と実効性のある市計画のあり方」 講師 芝浦工業大学 内藤和美 教授 (教育イノベーションセンター・男女共同参画推進室)

第5章 付属資料

【平成28年度 審議内容】

回数	開催日	議題
第1回	平成28年 5月6日(金)	・小平市男女共同参画推進審議会について ・小平アクティブプラン21(第二次小平市男女共同参画推進計画)の取組と平成28年度改定作業の進め方 ・男女共同参画施策のスケジュール
第2回	平成28年 7月29日(金)	・小平アクティブプラン21推進状況と課題 ・第三次小平市男女共同参画推進計画の骨子について
第3回	平成28年 8月23日(火)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書【平成27年度実績】(案)について ・小平アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)素案について
第4回	平成28年 9月30日(金)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書【平成27年度実績】について ・小平アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)素案について
第5回	平成28年 11月11日(金)	・小平アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)素案について
第6回	平成29年 2月27日(月)	・小平アクティブプラン21(素案)に対するパブリックコメント等の実施結果について ・小平アクティブプラン21【第三次】(案)について ・答申

【平成28年度 学習会内容】(第3回は嘉悦大学の男女共同参画人材育成ワークショップとして開催)

回数	開催日	テーマ等
第1回	平成28年 6月17日(金)	「第3次小平市男女共同参画推進計画の課題抽出・整理」 ・小平アクティブプラン21推進状況からみる課題 ・ジェンダー統計からみる課題 ・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査からみる課題
第2回	平成28年 8月9日(火)	「男女共同参画計画の改定と進捗管理—実効の追求」 講師 芝浦工業大学 内藤和美 教授 (教育イノベーションセンター、男女共同参画推進室)
第3回	平成29年 3月25日(土)	「男女共同参画推進に向けた横浜市の取組 ～“女性が働くこと”を中心として～」 講師 横浜市政策局女性活躍・男女共同参画担当理事 小賀野敏子 氏

(5) 小平市男女共同参画センター条例

平成15年

条例第23号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条第1号に規定する「男女共同参画社会の形成」をいう。以下同じ。）の促進を図ることを目的として、小平市小川東町4丁目2番1号小平元気村おがわ東に小平市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成を促進するための施設の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下の号において「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日を除く直近の日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用できるものの範囲)

第5条 センターを利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を目的とする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(利用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めるとき。

(施設の変更禁止)

第7条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

第5章 付属資料

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに利用した施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成15年12月24日・平成15年条例第23号）

この条例は、平成16年1月29日から施行する。

(6) 小平市男女共同参画推進本部設置要綱

平成27年4月1日 制定

(設置)

第1条 小平市男女共同参画推進条例（平成20年条例第21号）第15条の規定に基づき、小平市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 小平市男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する推進計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 小平市庁議等の設置及び運営に関する規程（昭和48年訓令第3号）第2条第2項第2号の部長及び部長相当職

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、市民協働・男女参画推進課に関する事務を担任する副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(推進委員会)

第6条 推進本部に推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、会議に付議する事項及び会議で審議した事項に関して必要な審議を行う。
- 3 委員会に委員長を置き、地域振興部長をもって充てる。
- 4 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 推進本部等の庶務は、地域振興部市民協働・男女参画推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

第5章 付属資料

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

委員長	地域振興部長
副委員長	地域振興部市民協働・男女参画推進課長
委 員	企画政策部政策課長
委 員	企画政策部秘書広報課長
委 員	総務部職員課長
委 員	市民部市民課長
委 員	市民部市民相談課長
委 員	地域振興部産業振興課長
委 員	子ども家庭部子育て支援課長
委 員	子ども家庭部家庭支援担当課長
委 員	子ども家庭部保育課長
委 員	健康福祉部生活支援課長
委 員	健康福祉部健康推進課長
委 員	環境部環境政策課長
委 員	教育部教育施策推進担当課長
委 員	教育部地域学習支援課長
委 員	中央公民館長

(7) 小平市男女共同参画推進本部員名簿

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長
本 部 員	議会事務局長
本 部 員	企画政策部長
本 部 員	財務担当部長
本 部 員	総務部長
本 部 員	危機管理担当部長
本 部 員	市民部長
本 部 員	地域振興部長
本 部 員	地域振興部文化スポーツ担当部長兼 健康福祉部健康・保険担当部長
本 部 員	子ども家庭部長
本 部 員	健康福祉部長
本 部 員	環境部長
本 部 員	都市開発部長
本 部 員	都市建設担当部長
本 部 員	会計管理者
本 部 員	教育部長
本 部 員	教育指導担当部長
本 部 員	地域学習担当部長
本 部 員	選挙管理委員会事務局長

(8) 小平市男女共同参画推進本部審議内容

【平成27年度】

回数	開催日	議題
第1回	平成27年 5月13日(金)	・平成27年度のスケジュール等について
第2回	平成27年 8月19日(水)	・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査について ・男女共同参画センター登録団体からの要望書について
第3回	平成28年 3月24日(木)	・男女共同参画推進審議会からの意見書について ・「男女共同参画都市宣言」についての要望書に対する対応について

【平成28年度】

回数	開催日	議題
第1回	平成28年 4月27日(水)	・第三次小平市男女共同参画推進計画策定(改定)について
第2回	平成28年 8月17日(水)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書【平成27年度実績】(案)について ・第三次小平市男女共同参画推進計画素案(案)について
第3回	平成28年 9月23日(金)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書【平成27年度実績】(案)について ・小平アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)素案(案)について
第4回	平成28年 11月9日(水)	・小平アクティブプラン21(第三次小平市男女共同参画推進計画)素案について
第5回	平成29年 2月15日(水)	・小平アクティブプラン21(素案)に対するパブリックコメント等の実施結果について ・小平アクティブプラン21【第三次】(案)の策定について

(9) 小平市男女共同参画推進委員会審議内容

【平成27年度】

回数	開催日	議題
第1回	平成27年 8月6日(金)	・男女共同参画推進計画策定の基本方針について ・男女共同参画推進についての市民意識・実態調査について ・小平アクティブプラン21（第二次男女共同参画推進計画）推進状況調査報告書について

【平成28年度】

回数	開催日	議題
第1回	平成28年 4月22日(金)	・第三次小平市男女共同参画推進計画策定（改定）について ・男女共同参画推進審議会からの意見書について
第2回	平成28年 7月19日(火)	・小平アクティブプラン21の推進状況と課題 ・第三次小平市男女共同参画推進計画の骨子について
第3回	平成28年 8月9日(火)	・小平アクティブプラン21推進状況調査報告書【平成27年度実績】(案)について ・小平アクティブプラン21（第三次小平市男女共同参画推進計画）素案について
第4回	平成28年 11月2日(水)	・小平アクティブプラン21（第三次小平市男女共同参画推進計画）素案について
第5回	平成29年 1月24日(火)	・小平アクティブプラン21【第三次】(案)について
第6回	平成29年 2月8日(水)	・小平アクティブプラン21【第三次】(案)について

(10) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則（第1条1第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条1第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条1第28条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

い。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることによると、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 1 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 1 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画

第5章 付属資料

会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の

形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

きる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)
抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第

三項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雜則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ

った者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」

- という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関と

の連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第5章 付属資料

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第140号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行なうに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申

出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密

接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第12条 第10条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第三項の規定による命令の申立てをす

第5章 付属資料

る場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若

しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第10条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発す

ることにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第二項（第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに

第5章 付属資料

当たり、被害者的心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者的人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第一項から第四項まで、第11条第二項第二号、第12条第一項第一号から第四号まで及び第18条第一項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

第10条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合
---------	----------------------	----------------------

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第一項（第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の二において読み替えて準用する第12条第一項（第28条の2において準用する第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第一項第四号並びに第14条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第一項の改定規定並びに附則第4条第一項及び第二項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第29条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(12) ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成12年5月24日法律第81号)

最終改正:平成28年12月14日法律第102号

(目的)

第1条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行ふことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方

法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第3条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第4条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第6条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第5条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第3条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をし

た者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第3条の規定に違反する行為について禁止命令等をすることができない。
- 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（仮の命令）

第6条 警察本部長等は、第4条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第3条の規定に違反する行為（第2条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第13条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第3条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができない。
- 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算

して十五日とする。

- 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
- 6 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第15条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 公安委員会は、仮の命令に係る第3条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第13条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等をすることができる。
- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第15条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（警察本部長等の援助等）

- 7条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。
- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

第5章 付属資料

- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

- 第8条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るために、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

- 第9条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第4条第一項の申出に係る第3条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。
- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

- 第10条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第5条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第4条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止

命令等並びに第5条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第3条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第4条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第3条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第5条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。
 - 一 当該警告又は仮の命令に係る第4条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
 - 二 当該申出に係る第3条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をできるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができないものとする。
- 5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

- 第11条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

- 第12条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第13条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第14条 禁止命令等（第5条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をすることにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第15条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第16条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(条例との関係)

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附則 (平成25年7月3日法律第73号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第2条の改正

規定及び附則第3条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第2条 この法律による改正後の◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆（以下「新法」という。）

第4条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第3条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第2条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第5条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

附則 (平成28年12月14日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条、第5条及び第6条（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第一

第5章 付属資料

項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る。) の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の日前にした第1条の規定による改正前の◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆(附則第4条において「第1条による改正前の法」という。) 第2条第二項に規定するストーカー行為に該当する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(条例との関係)

第3条 地方公共団体の条例の規定で、第1条の規定による改正後の◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆で規制する行為で同法で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行とともに、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(禁止命令等に関する経過措置)

第4条 次に掲げる命令についての第2条の規定による改正後の◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆(以下この条において「第2条による改正後の法」という。) 第5条第八項の規定の適用については、同項中「日から起算して一年」とあるのは、「時から、◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)附則第1条ただし書に規定する日から起算して一年を経過する日まで」とする。

一 附則第1条ただし書に規定する日前にした第2条の規定による改正前の◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆(次条において「第2条による改正前の法」という。) 第5条第一項の規定による命令

二 この法律の施行の日前に第1条による改正前の法第5条第一項の規定による命令を受けた者に対し、当該命令に係る第1条による改正前の法第3条の規定に違反する行為について附則第1条ただし書に規定する日から起算して一年以内にした第2条による改正後の法第5条第一項の規定による命令

2 前項第二号に掲げる第2条による改正後の法第

5条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者に対し当該この法律の施行の日前にした第1条による改正前の法第5条第一項の規定による命令は、その効力を失うものとする。

(仮の命令に関する経過措置)

第5条 附則第1条ただし書に規定する日前にした第2条による改正前の法第6条第一項の規定による命令については、同条第二項から第十一項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「◆ストーカー行為等の規制等に関する法律◆の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)第2条の規定による改正前の第6条第一項」と、同条第八項中「したとき」とあるのは「し、又は前条第三項の規定により禁止命令等をしたとき」と、同条第九項中「場合」とあるのは「場合及び前条第三項の規定により禁止命令等をする場合」とする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から第5条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(13) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

第3節 特定事業主行動計画（第15条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雜則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、

行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍についての基本原則（次条及び第5条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基

第5章 付属資料

本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知さ

せるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第一項及び第三項、第5条の4、第39条、第41条第二項、第48条の3、第48条の4、第50条第一項及び第二項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第3

第5章 付属資料

- 7条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第二項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第14条 国は、第8条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- ### 第3節 特定事業主行動計画
- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- ### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表
- （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
- 第16条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般

事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第5章 付属資料

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第四項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三

十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第二項の規定に違反した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

小平アクティブプラン21

第三次小平市男女共同参画推進計画

平成29（2017）年3月発行

小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課

〒187-8701

小平市小川町二丁目1, 333番地

電話：042-346-9618

Eメール：kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp

価格 750円